

有価証券報告書

(金融商品取引法第24条第1項に基づく報告書)

事業年度	自	令和6年4月1日
(第20期)	至	令和7年3月31日

阪神高速道路株式会社

大阪市北区中之島三丁目2番4号

(E04372)

目次

頁

表紙

第一部	【企業情報】	1
第1	【企業の概況】	1
1	【主要な経営指標等の推移】	1
2	【沿革】	3
3	【事業の内容】	4
4	【関係会社の状況】	7
5	【従業員の状況】	9
第2	【事業の状況】	11
1	【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	11
2	【サステナビリティに関する考え方及び取組】	13
3	【事業等のリスク】	16
4	【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	21
5	【重要な契約等】	26
6	【研究開発活動】	26
第3	【設備の状況】	27
1	【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】	27
2	【道路資産】	30
第4	【提出会社の状況】	33
1	【株式等の状況】	33
2	【自己株式の取得等の状況】	35
3	【配当政策】	35
4	【コーポレート・ガバナンスの状況等】	36
第5	【経理の状況】	46
1	【連結財務諸表等】	47
(1)	【連結財務諸表】	47
(2)	【その他】	85
2	【財務諸表等】	86
(1)	【財務諸表】	86
(2)	【主な資産及び負債の内容】	106
(3)	【その他】	106
第6	【提出会社の株式事務の概要】	107
第7	【提出会社の参考情報】	108
1	【提出会社の親会社等の情報】	108
2	【その他の参考情報】	108
第二部	【提出会社の保証会社等の情報】	109
第1	【保証会社情報】	109
第2	【保証会社以外の会社の情報】	109
第3	【指数等の情報】	113
	〔監査報告書〕	

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	令和7年6月27日
【事業年度】	第20期（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）
【会社名】	阪神高速道路株式会社
【英訳名】	Hanshin Expressway Company Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 上松 英司
【本店の所在の場所】	大阪市北区中之島三丁目2番4号
【電話番号】	06-6203-8888（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 中道 為治
【最寄りの連絡場所】	大阪市北区中之島三丁目2番4号
【電話番号】	06-6203-8888（代表）
【事務連絡者氏名】	経理部長 中道 為治
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月
営業収益 (百万円)	196,381	217,908	250,190	252,812	260,586
経常利益 (百万円)	1,110	3,603	2,516	4,216	2,816
親会社株主に帰属する当期 純利益 (百万円)	73	2,612	1,772	2,541	2,454
包括利益 (百万円)	701	2,969	1,789	3,509	4,806
純資産額 (百万円)	54,316	57,285	59,075	62,584	67,391
総資産額 (百万円)	229,281	207,177	252,306	250,167	298,315
1株当たり純資産額 (円)	2,715.83	2,864.29	2,953.77	3,129.24	3,369.56
1株当たり当期純利益 (円)	3.65	130.65	88.64	127.06	122.73
潜在株式調整後1株当たり 当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	23.7	27.7	23.4	25.0	22.6
自己資本利益率 (%)	0.1	4.7	3.0	4.2	3.8
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△17,263	△1,120	△27,158	904	△24,015
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	△17,085	△8,134	△25,467	24,842	△9,029
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	24,940	△10,374	33,620	△11,647	51,399
現金及び現金同等物の期末 残高 (百万円)	78,492	58,863	39,857	53,956	72,312
従業員数 〔外、平均臨時雇用人員〕 (人)	2,507 [1,597]	2,577 [1,580]	2,632 [1,526]	2,649 [1,576]	2,651 [1,600]

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

3. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第16期	第17期	第18期	第19期	第20期
決算年月	令和3年3月	令和4年3月	令和5年3月	令和6年3月	令和7年3月
営業収益 (百万円)	191,705	213,332	245,006	247,076	254,610
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	△1,031	1,787	699	2,023	501
当期純利益又は当期純損失 (△) (百万円)	△1,049	1,513	757	1,195	1,055
資本金 (百万円)	10,000	10,000	10,000	10,000	10,000
発行済株式総数 (千株)	20,000	20,000	20,000	20,000	20,000
純資産額 (百万円)	39,383	40,897	41,654	42,850	43,906
総資産額 (百万円)	211,121	189,523	233,243	230,110	279,186
1株当たり純資産額 (円)	1,969.17	2,044.86	2,082.72	2,142.52	2,195.30
1株当たり配当額 (円)	—	—	—	—	—
(うち1株当たり中間配当額)	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) (円)	△52.46	75.69	37.86	59.79	52.78
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	—	—	—	—	—
自己資本比率 (%)	18.7	21.6	17.9	18.6	15.7
自己資本利益率 (%)	△2.6	3.8	1.8	2.8	2.4
株価収益率 (倍)	—	—	—	—	—
配当性向 (%)	—	—	—	—	—
従業員数 (人)	685	708	729	739	742
[外、平均臨時雇用人員]	[167]	[164]	[162]	[158]	[162]
株主総利回り (%)	—	—	—	—	—
最高株価 (円)	—	—	—	—	—
最低株価 (円)	—	—	—	—	—

- (注) 1. 第17期、第18期、第19期及び第20期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、第16期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、1株当たり当期純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 株価収益率については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。
3. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
4. 株主総利回り、最高株価及び最低株価については、当社株式は非上場であるため、記載しておりません。

2 【沿革】

当社は、日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）（以下「民営化関係法施行法」といいます。）第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い、阪神高速道路公団（以下「阪神公団」といいます。）の業務並びに権利及び義務のうち、当社に引き継がれ又は承継される旨が規定された業務並びに資産、債務その他の権利及び義務を引き継ぎ又は承継し、平成17年10月1日に設立されました。

年 月	事 項
平成17年10月	阪神高速道路株式会社設立
平成17年11月	財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等を譲受け
平成17年12月	阪神高速サービス㈱を株式取得により連結子会社化
平成18年1月	阪神高速サービス㈱が、財団法人阪神高速道路協会及び財団法人阪神高速道路利用協会から、店舗賃貸、駐車場及びパーキングエリアに関する事業等の一部を譲受け
平成18年3月	高速道路における保全点検・維持修繕を総括的に実施させるため、阪神高速技術㈱を株式取得により連結子会社化
平成18年3月	高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）（以下「高速道路会社法」といいます。）第6条第1項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第13条第1項の規定に基づき、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）と「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」及び「京都市道高速道路1号線等に関する協定」（以下「協定」と総称します。）を締結
平成19年4月	高速道路における交通管理業務を総括的に実施させるため、㈱阪神パトロールを株式取得により連結子会社化し、阪神高速パトロール㈱に社名変更
平成19年11月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
平成19年12月	高速道路における料金收受業務を総括的に実施させるため、阪神高速トール大阪㈱（連結子会社）及び阪神高速トール神戸㈱（連結子会社）を設立
平成20年4月	阪神高速サービス㈱、阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による㈱高速道路開発の株式取得により、㈱高速道路開発を連結子会社化
平成20年4月	阪神高速トール大阪㈱及び阪神高速トール神戸㈱による㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックスの株式取得により、㈱エイチエイチエス及び㈱コーベックスを連結子会社化
平成21年2月	阪神高速技術㈱の㈱ハイウェイ技研（平成21年4月に阪神高速技研㈱に社名変更。）に対する議決権比率が過半数となったことにより、㈱ハイウェイ技研を連結子会社化
平成21年3月	㈱高速道路開発が、㈱エイチエイチエスを吸収合併 協定を一部変更
平成22年3月	㈱高速道路開発が、㈱コーベックスを吸収合併
平成23年6月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
平成24年6月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
平成25年3月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
平成26年3月	協定を一部変更
平成26年4月	阪神高速技術㈱の内外構造㈱に対する議決権比率が過半数となったことにより、内外構造㈱を連結子会社化
平成26年12月	阪神高速サービス㈱が、㈱高速道路開発を吸収合併
平成27年3月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
平成28年6月	事業者支援コンサルティング事業を実施させるため、阪高プロジェクトサポート㈱（連結子会社）を設立
平成29年3月	協定を一部変更
平成30年3月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
平成30年4月	アイテック関西㈱を株式取得により連結子会社化し、㈱阪神eテックに社名を変更
平成30年6月	㈱情報技術、㈱テクノ阪神、㈱ハイウェイ管制及び阪神施設調査㈱は議決権比率がそれぞれ100%となったため連結子会社化
平成31年3月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更 京都市道高速道路1号線等の徴収期間満了（平成31年4月1日付けで京都市及び西日本高速道路㈱へ移管。）
令和元年9月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
令和2年3月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
令和3年3月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
令和4年3月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
令和5年1月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更
令和6年3月	大阪府道高速大阪池田線等に関する協定を一部変更

3【事業の内容】

当社及び関係会社（連結子会社13社（令和7年3月31日現在））は、高速道路事業、受託事業及びその他（関連）事業の3部門に關係する事業を行っており、各事業における当社及び関係会社の位置付け等は、次のとおりであります。

なお、次の3部門は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

また、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、平成18年3月31日に当社が機構と締結した協定、道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第3条の規定による許可及び同法第4条の規定に基づき、大阪市及び神戸市等の区域の高速道路（注1）の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理等を行っており、また、同法第9条の規定に基づき、当該高速道路の道路管理者の権限の一部を代行しております。

なお、高速道路の公共性に鑑み道路利用者より収受する料金には、利潤を含めないことが前提とされ、かかる料金収入は機構への貸付料及び管理費用の支払いに充てられることとなります。

当事業において、以下の業務については、当社が関係会社に委託しております。

事業の内容	会社名
保全点検・維持修繕業務	(連結子会社) 阪神高速技術(株)、内外構造(株)、(株)情報技術 (株)テクノ阪神、(株)ハイウェイ管制、阪神施設調査(株)
料金収受業務	(連結子会社) 阪神高速トール大阪(株)、阪神高速トール神戸(株)
交通管理業務	(連結子会社) 阪神高速パトロール(株)
その他業務	(連結子会社) 阪神高速サービス(株)（注2）、阪神高速技研(株)（注3） (株)阪神eテック（注4）

（注）1. 高速道路会社法第2条第2項に規定する高速道路であつて、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。

2. ETC関連業務等であります。

3. 調査、設計、積算業務等であります。

4. 電気通信設備に係る設計業務であります。

(2) 受託事業

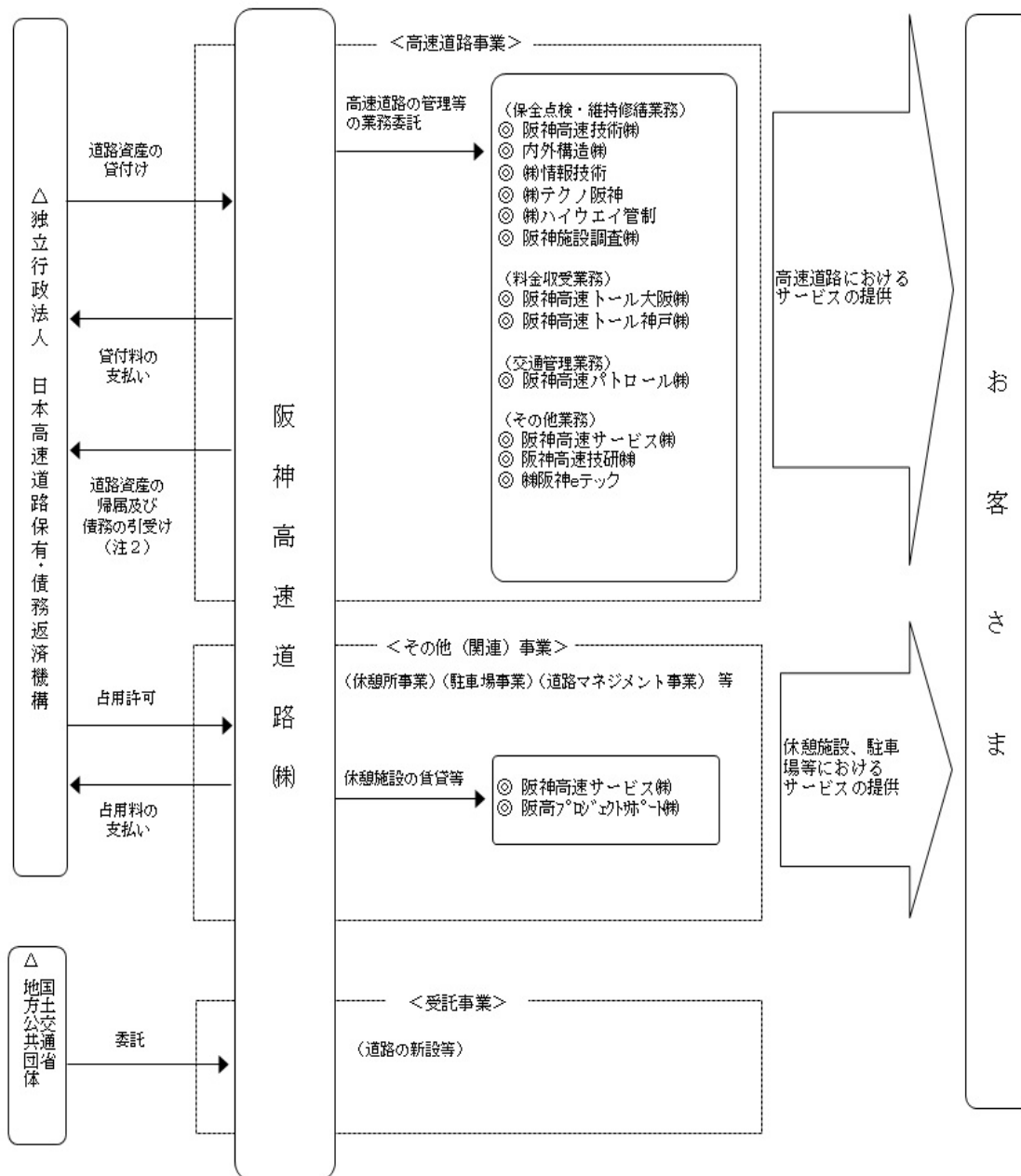
受託事業においては、国、地方公共団体等が実施する道路の新設、改築、維持及び修繕その他の事業で、当社において一体として実施することが経済性、効率性等から適当と認められたものを、国、地方公共団体等からの委託に基づき実施しております。

(3) その他（関連）事業

その他（関連）事業においては、休憩施設の運営、駐車場施設の運営、道路マネジメント等に係る事業を行っております。

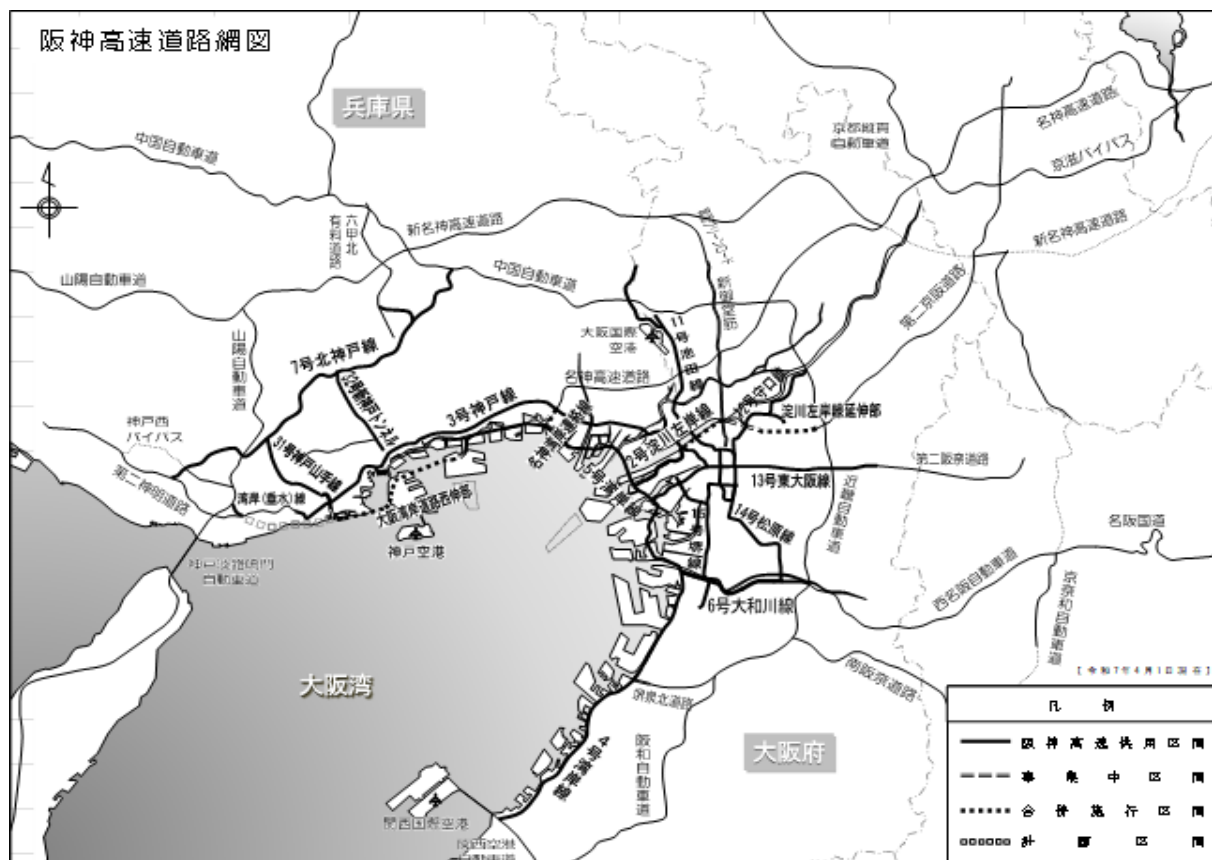
休憩所事業については、当社の管理するパーキングエリア（以下「PA」といいます。）のうち、レストラン・売店が設置されている6箇所において、当社が連結子会社である阪神高速サービス(株)に店舗部分を賃貸し、同社が営業・管理することにより運営しております。また、駐車場事業については、当社が機構から占用許可を受けている高架下等において、阪神高速サービス(株)が営業・管理することにより運営しております。道路マネジメント事業については、大阪港咲洲トンネル等の維持管理を実施しております。

以上に述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(注) 1. ◎は連結子会社、△は関連当事者を示しております。

2. 機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が、特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。



(注) 合併施行区間とは、国土交通大臣・府・県・市などの道路管理者と当社が共同で事業を実施する仕組み(合併施行方式)により整備する区間であります。当社では平成18年度から認められた制度です。

4 【関係会社の状況】

(1) 連結子会社

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
阪神高速サービス(株)	大阪市 西区	40	高速道路事業 その他（関連） 事業	100.0	休憩施設及び駐車場施設の運営並びに、 E T C 関連業務等を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員 1 名 当社従業員 2 名
阪神高速技術(株) (注 2)	大阪市 西区	80	高速道路事業	100.0	保全点検・維持修繕業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 3 名
阪神高速パトロール(株)	大阪市 北区	10	高速道路事業	100.0	交通管理業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社役員 1 名 当社従業員 3 名
阪神高速トール大阪(株)	大阪市 西区	50	高速道路事業	100.0	料金収受業務を実施しております (大阪地区)。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 3 名
阪神高速トール神戸(株)	神戸市 中央区	50	高速道路事業	100.0	料金収受業務を実施しております (兵庫地区)。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 3 名
阪神高速技研(株)	大阪市 北区	30	高速道路事業	100.0	調査、設計、積算業務等を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 3 名
内外構造(株)	大阪市 中央区	21	高速道路事業	100.0 (100.0)	構造物に係る保全点検業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
阪高プロジェクトサポート(株)	大阪市 北区	20	その他（関連） 事業	100.0 (100.0)	事業者支援コンサルティング事業を実施 しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 当社従業員 3 名

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の 内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(株)阪神 e テック	大阪市 西区	10	高速道路事業	100.0 (100.0)	電気通信設備に係る設計業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)情報技術	大阪市 中央区	20	高速道路事業	100.0 (100.0)	システムに係る運用管理等業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)テクノ阪神	大阪市 西区	20	高速道路事業	100.0 (100.0)	機械設備に係る保全点検・維持修繕業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
(株)ハイウェイ管制	大阪市 西区	40	高速道路事業	100.0 (100.0)	電気通信設備に係る保全点検・維持修繕業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし
阪神施設調査(株)	大阪市 西区	20	高速道路事業	100.0 (100.0)	建物に係る保全点検・維持修繕業務を実施しております。 資金援助 なし 役員の兼任等 なし

- (注) 1. 主要な事業の内容欄には、セグメントの名称を記載しております。
2. 特定子会社に該当しております。
3. 議決権の所有割合の () 内は、間接所有割合で内数であります。

- (2) 持分法適用の関連会社
該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

令和7年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	2,353
受託事業	[1,342]
その他（関連）事業	85 [194]
全社（共通）	213 [64]
計	2,651 [1,600]

- （注） 1. 従業員数は就業人員（当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
3. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(2) 提出会社の状況

令和7年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
742 [162]	42.5	15.4	7,920,207

セグメントの名称	従業員数（人）
高速道路事業	514
受託事業	[96]
その他（関連）事業	15 [2]
全社（共通）	213 [64]
計	742 [162]

- （注） 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に年間平均人員を外数で記載しております。
2. 平均勤続年数は、阪神公団における勤続年数を含んでおります。
3. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
4. 高速道路事業及び受託事業については、両事業を一体的に取り扱っていることから、一括して記載しております。
5. 全社（共通）には、特定のセグメントに区分できない経営企画、総務、人事等の部署に所属している従業員数を記載しております。

(3) 労働組合の状況

当社の労使関係及び連結子会社の労使関係について特に記載すべき事項はありません。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異

① 提出会社

当事業年度					
管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1) (注2)	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注1) (注3)		労働者の男女の賃金の差異 (%) (注1) (注4)		
	正社員	嘱託員・契約社員	全労働者	うち 正規雇用 労働者	うち 非正規雇用 労働者 (注5)
3.7	81.0	該当なし (注6)	74.9	78.4	54.1

- (注) 1. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）（以下「女性活躍推進法」といいます。）の規定に基づき算出したものであります。
2. 管理職に占める女性労働者の割合は、当社から社外への出向者を含み、社外から当社への出向者を除いて算出したものであります。
3. 男性労働者の育児休業取得率は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んで算出したものであります。
4. 労働者の男女の賃金の差異は、当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含んで算出したものであります。
5. 非正規雇用労働者は、派遣社員を除いております。
6. 育児休業取得事由に該当する従業員はおりません。

② 連結子会社

当事業年度						
名称	管理職に占める女性労働者の割合 (%) (注1)	男性労働者の育児休業取得率 (%) (注1) (注2)		労働者の男女の賃金の差異 (%) (注1) (注3)		
		正社員	嘱託員・契約社員等 (注5)	全労働者	うち 正規雇用 労働者	うち 非正規雇用 労働者 (注5)
阪神高速サービス(株)	—	100.0	該当なし (注6)	—	—	—
阪神高速技術(株)	—	83.3 (注4)	該当なし (注6)	—	—	—
阪神高速パトロール(株)	—	87.5	該当なし (注6)	68.7	83.9	26.6 (注7)
阪神高速トール大阪(株)	—	該当なし (注6)	該当なし (注6)	119.7	115.7	76.6
阪神高速トール神戸(株)	—	該当なし (注6)	該当なし (注6)	112.6	113.5	82.8

- (注) 1. 女性活躍推進法の規定に基づき算出したものであります。
2. 男性労働者の育児休業取得率は、他社への出向者を除き、他社からの出向者を含んで算出したものであります。
3. 労働者の男女の賃金の差異は、他社への出向者及び他社からの出向者を除いて算出したものであります。
4. 育児目的休暇の取得者を分子に含んで算出したものであります。
5. 嘱託員・契約社員等及び非正規雇用労働者は、派遣社員を除いております。
6. 育児休業取得事由に該当する従業員はおりません。
7. 非正規雇用労働者（女性）を令和6年12月に採用し、4か月間の賃金で算出しております。
8. 女性活躍推進法及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号）の規定による公表をしない項目及び公表義務の対象外の連結子会社は、記載を省略しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、以下のとおりであります。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

（1）経営方針

阪神高速道路は、令和7年4月1日現在、258.1kmのネットワークを有し、1日の交通量が72万台に及ぶなど、関西都市圏の大動脈として、関西のくらしや経済の発展に貢献するきわめて重要な社会基盤となっております。

当社グループは、「先進の道路サービスへ」をグループ理念として、「阪神高速は、お客さまや地域とのコミュニケーションを大切にします。」、「阪神高速は、公正で透明な経営を維持し、健全な発展を目指します。」、「阪神高速は、社会の期待に応えるため、迅速・的確・積極的に行動します。」を経営方針として、安全・安心・快適なネットワークを通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に貢献するため、様々な施策に取り組んでおります。

（2）経営戦略、経営環境及び対処すべき課題

阪神高速道路は、昭和39年6月の開通以来60年以上が経過し、経年変化による構造物の老朽化などが顕在化しております。また、関西都市圏における道路ネットワークのミッシングリンクの解消など、更なるネットワーク整備を進めていく必要があります。さらに、南海トラフ地震等に備えた災害時におけるネットワークの機能強化や、近年頻発化・激甚化する自然災害への対応、逆走・誤進入をはじめとする安全に関わる社会的な課題も顕在化していることから、令和2年3月に策定した「高速道路における安全・安心実施計画」に沿って、各施策に計画的かつ着実に取り組んでいく必要があります。

当社グループでは、社会を構成する一員として「サステナビリティ」を共通の価値観と認識し、「先進の道路サービスへ」というグループ理念のもと、持続可能な社会の実現に貢献するとともに、自らも持続的に進化・成長することを目指します。具体的には、「阪神高速グループビジョン2030」（以下「ビジョン2030」ともいいます。）の「6つのありたい姿」の実現及び当社グループが大阪・関西万博に貢献し未来社会を描くためのアクションプランである「中期経営計画（2023～2025）」に基づき、後述する各種取組みを確実に進めてまいります。

また、サステナビリティ経営を推進するにあたっては、取り組むべき4つのマテリアリティ（サステナビリティ重要課題）として、「地球環境の保全」、「サステナブルなまちづくり」、「事業活動を支える経営基盤の強化」及び「業務の変革や新たな価値の創造」を特定しています。今後、これらの課題解決に向け積極的かつ能動的に取り組むとともに、情報開示を進めてまいります。

＜最高の安全と安心を提供する阪神高速＞

老朽化が進行する高速道路のリニューアルプロジェクト（大規模更新・修繕事業）等を推進するとともに、交通事故削減や逆走・誤進入対策等の交通安全対策を実施してまいります。また、道路橋（支承等）の耐震対策、交通流監視カメラの増設等を推進し、災害発生時にお客さまの安全や道路機能を確保するなど、地震・台風等への対応力強化に取り組んでまいります。

＜もっと便利で快適なドライブライフを実現する阪神高速＞

淀川左岸線（2期）（海老江JCT～豊崎）、淀川左岸線延伸部、大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）及び名神湾岸連絡線のネットワーク整備を着実に推進してまいります。また、渋滞対策やETC専用化の推進、阪神高速や沿線地域に関する情報提供等の道路サービスに取り組んでまいります。

＜世界水準の卓越した都市高速道路技術で発展する阪神高速＞

ネットワーク整備・リニューアルプロジェクトにおける新たな技術の活用やICTを活用したシームレスなインフラマネジメントを推進してまいります。また、都市型MaaS（注）の実現に向けた技術開発などに取り組んでまいります。

（注）Mobility as a Serviceの略で、都市部において、複数の公共交通やそれ以外の移動サービスを最適に組み合わせ、検索・予約・決済等を一括で行うサービスであります。

＜お客さまや社会に満足をお届けする多彩なビジネスを展開する阪神高速＞

阪神高速グループの技術・ノウハウ等の強みを活かし、周辺の自動車専用道路等の一体的管理受託や海外事業を含む土木・補償コンサルティング事業、高架下空間等を有効活用した駐車場事業、E T C多目的利用等、多彩な関連事業を展開してまいります。

＜関西の発展に貢献し、地域・社会から愛され信頼される阪神高速＞

持続可能な社会の実現に向けて、ネットワークの拡充・強化や渋滞対策による地域の自動車交通の円滑化、道路照明のLED化や再生可能エネルギーの活用促進による事業活動の脱炭素化、生物多様性保全活動を通じた地域や関係事業者との協働など環境負荷の低減に取り組んでまいります。

＜経営基盤を確立し、グループ社員がやりがいを実感できる阪神高速＞

財務基盤の強化と確実な債務返済を図るため、引き続きコストの縮減等による経営効率化に努めてまいります。また、データとデジタル技術の利活用等による生産性の向上をより一層推進するとともに、社員が働きがいを感じ、一人ひとりの多様な能力を最大限に発揮していきいきと活躍できる職場環境を構築してまいります。

＜大阪・関西万博に貢献し、未来社会を描く阪神高速＞

大阪・関西万博の成功と関西経済のさらなる発展に貢献するため、万博開催時の交通円滑化、インバウンドを含む様々なお客さまへのサービス、景観照明による演出等の地域のにぎわいの創出、さらには万博を契機として新たな価値の創造につながるプロジェクトに取り組んでまいります。

2 【サステナビリティに関する考え方及び取組】

近年、環境・社会課題がグローバルに拡大し、国や自治体だけでなく、企業、個人など社会全体で課題を解決し、持続可能な社会を実現することがより一層求められ、多くの企業がサステナビリティの観点を経営に取り込み、環境・社会課題への対応は、持続可能な企業の発展を実現するための重要戦略と位置付けられるようになっております。

こうした社会情勢の変化や社会の潮流を敏感に捉え、当社グループも社会を構成する一員として、「サステナビリティ」を共通の価値観と認識し、グループ理念のもと持続可能な社会の実現に貢献するとともに、持続的な企業価値の向上を目指すため、サステナビリティへの基本姿勢を示すものとして、令和5年1月に「サステナビリティ基本方針」及び「CSR活動指針」を定めました。この基本姿勢を土台（大切にしているマインド）とし、その上に経営マネジメント体系を築いてグループ理念の具現化を図り、ひいては企業と社会の相乗発展を目指す“サステナビリティ経営”を推進してまいります。

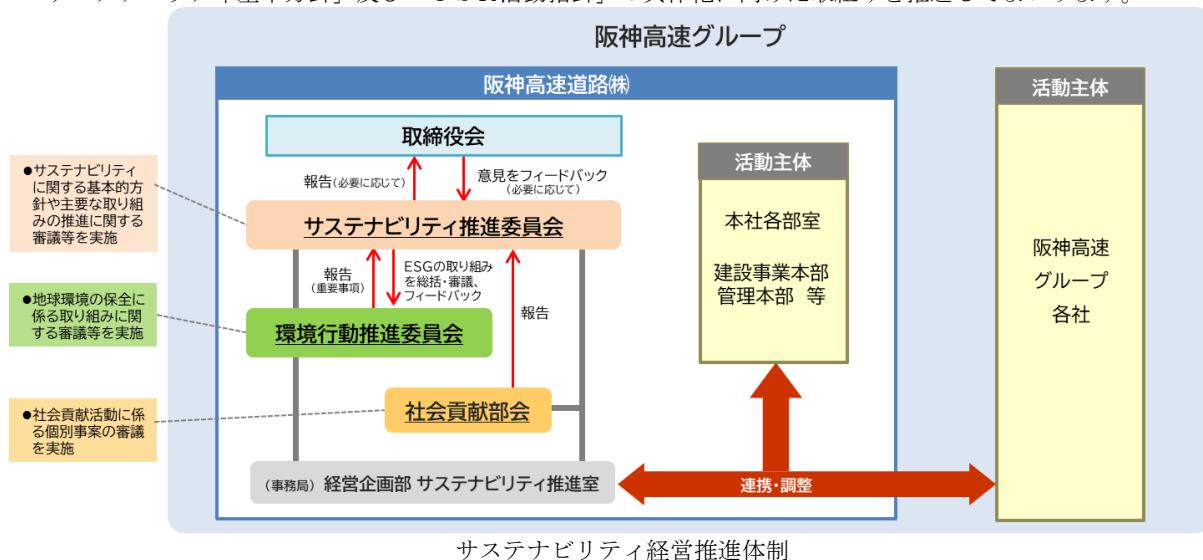
なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

※サステナビリティへの基本姿勢の詳細については、当社ホームページをご参照ください。

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/sustainability/management.html>

(1) ガバナンス

当社グループは、サステナビリティ経営推進に向けた議論などを行うため、社長を委員長とする「サステナビリティ推進委員会」を設置するとともに、その傘下に「環境行動推進委員会」及び「社会貢献部会」を設置し、「サステナビリティ基本方針」及び「CSR活動指針」の具体化に向けた取組みを推進してまいります。



(2) 戦略

<サステナビリティ戦略>

当社グループは、サステナビリティ経営を推進するにあたり、2030年に目指す「6つのありたい姿」を起点に、4つのマテリアリティ（サステナビリティ重要課題）として、「地球環境の保全」、「サステナブルなまちづくり」、「事業活動を支える経営基盤の強化」及び「業務の変革や新たな価値の創造」を特定しています。また、令和5年4月、取り組むべきアクションプランとして中期経営計画（2023～2025）を策定しました。

当社グループは、サステナビリティへの基本姿勢を経営の基盤に位置づけ、地域や他の事業者と広く連携しながら関西の発展に貢献し、地域・社会から愛され信頼される阪神高速グループとなるよう、グループ一丸となって本計画を推進するとともに、本計画の推進を通じ4つのマテリアリティの課題解決に向けて積極的かつ能動的に取り組む、その状況などについて情報開示を進めてまいります。

※2030年に目指す6つのありたい姿については、当社ホームページをご参照ください。

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/philosophy/vision/>

※4つのマテリアリティ（サステナビリティ重要課題）については、当社ホームページをご参照ください。

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/sustainability/materiality1.html>

<具体的な戦略と取り組み>

①気候変動対策

サステナビリティ経営において、とりわけ気候変動対策・脱炭素化への対応を重視し、社員一人ひとりが地球環境に関する意識を高め、持続可能な社会の実現に向けて積極的に参画することが重要であるとの認識を持ち、地球環境共生・貢献企業として行動するため、当社の分野別戦略である「環境ポリシー」（環境行動推進・環境施策展開にあたっての基本理念と行動方針）及び「環境行動計画」を定めております。

環境行動計画では、政府が示す2030年温室効果ガス排出削減目標や2050年カーボンニュートラル達成目標を見据え、環境ポリシーをもとに、当社グループが取り組む環境関連の施策を4つの柱（脱炭素社会への挑戦、循環型社会の形成、より良い都市環境の創造と共生、環境啓発とコミュニケーション）に分類し、体系的に取りまとめております。

なかでも、脱炭素社会への挑戦については、カーボンニュートラル・脱炭素社会の実現に向けた環境施策の方向性を以下の3つの視点で捉え、総合的・包括的な取り組みを推進してまいります。

<3つの視点>

- ・より快適な高速道路サービスの提供（地域の自動車交通の円滑化）
- ・社会インフラ企業としての自主努力（事業活動における脱炭素化）
- ・地域や社会との共創（地域や関係事業者との協働）

※環境ポリシー及び環境行動計画の詳細については、当社ホームページをご参照ください。

<https://www.hanshin-exp.co.jp/company/torikumi/kouken/kankyo/policy.html>

②人的資本・多様性

（ア）人材育成方針

a 基本的な考え方

当社グループは「先進の道路サービスへ」をグループ理念とし、理念を達成するための「阪神高速グループビジョン2030」を策定し、お客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に貢献し続けることを目指しております。そして経営の根幹はまさに「人」であり、理念やビジョン2030を十分に理解し、その使命を達成することができる社員の存在が不可欠との考えのもと当社の「求める人材像」を定めております。

b 求める人材像

当社の求める人材像とは、自ら考え柔軟に行動できる「自立型人材」を基礎部分に位置づけ、変革型・チーム活動型・行動型の人材としてのスキル（ヒューマンスキル）、当社で働くうえで必要となるスキル（テクニカルスキル）の両方を兼ね備えた「プロフェッショナルな人材」です。さらに、これら多種多様な「プロフェッショナルな人材」が一つとなって使命・目標を達成する集団・組織を形成してまいります。

c 求める人材像の育成方針

「プロフェッショナルな人材」の育成のため、社員の自発的な成長への気づきに繋がる社員同士の切磋琢磨に資する施策を講じ、社員が成長を実感できる機会を提供しております。

また、DX推進に向けた人材育成、専門的知識習得や自己啓発の支援、役職に捉われずチャレンジできる仕組みづくりを推進してまいります。

（イ）社内環境整備方針

性別・年齢・国籍・障がいの有無によらず、あらゆる人材を迎え入れるとともに、女性の採用・管理職への登用を積極的に行ってまいります。

また、時差出勤（スライドワーク）、在宅勤務、社員の健康増進施策、多彩な休暇制度により育児や介護を含む様々なライフスタイルに柔軟に対応してまいります。

誰もが安心して働き続けることができ、その能力を最大限発揮でき、やりがいを感じられる職場づくりを通じて、ダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンを推進してまいります。

(3) リスク管理

当社では、社内規則に基づき、各担当部門における業務の実施を通じて、リスク項目及びそれに紐づく要因を把握・認識し、必要なリスク対策を立案して実施し、適宜その内容を見直すなど、リスクマネジメントを行っております。

特にサステナビリティ関連のリスクを含め、会社等に重大な損失等を与えるリスクについては、一連のマネジメントサイクルの継続的な実施を通じてリスク管理を推進する全社的な体制を運用しております。

リスク管理体制については、「第4 提出会社の状況 4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (4) リスク管理体制の整備状況」をご参照ください。

また、ビジョン2030や中期経営計画(2023~2025)の策定にあたっては、外部及び内部環境分析を実施し、気候変動や人的資本等のサステナビリティに関する事項を含めた機会を認識したうえで、当社グループのありたい姿、具体的な取組みをまとめております。この実現に向け、各担当部門で年度ごとの業務計画を策定し、四半期ごとに実施状況の評価と必要に応じた計画の修正をプロセスとして導入するとともに、年度末には全体の進捗を評価し、次年度の計画に反映する仕組みを整えています。これにより、計画達成に向けた目標及び業務実施内容の見直しを行い、継続的な改善を図っています。

(4) 指標及び目標

当社グループでは、中期経営計画(2023~2025)において、ビジョン2030に掲げた6つのありたい姿を柱として、3年間で取り組む施策や数値目標を掲げ、取組みを推進してまいります。当該数値目標のうち、4つのマテリアリティ(地球環境の保全、サステナブルなまちづくり、事業活動を支える経営基盤の強化及び業務の変革や新たな価値の創造)に係る主な指標とその実績及び目標は、下表のとおりです。

指標	2024年度実績	2025年度目標
渋滞損失時間	1,050万台・時	870万台・時
道路照明のLED化によるCO ₂ 排出削減量 (注1)	199.0t-CO ₂ (2023~2024年度合計)	62.2t-CO ₂ (2023~2025年度合計)
死傷事故率	12.8件/億台km	10.0件/億台km
橋梁・トンネル・附属物の点検実施率 (注2)	100%	100%
女性採用割合(注3)	3割	4割
女性管理職(注3)	2020年度比3倍	2020年度比4倍
男性の育休取得率(注3)	81.0%	100%

(注) 1. 前記「(2) 戦略 <具体的な戦略と取組み> ①気候変動対策」に係る指標であります。

2. 当該年度に実施を予定する点検対象施設数に対する実施率であります。

3. 前記「(2) 戦略 <具体的な戦略と取組み> ②人的資本・多様性」に係る指標であり、連結会社における記載が困難であるため、提出会社単体の指標であります。

また、前記「(2) 戦略 <具体的な戦略と取組み> ①気候変動対策」に係る環境行動計画の指標として、道路の管理・運用、オフィス活動(サプライチェーン排出量Scope 1・Scope 2)により排出される温室効果ガスの削減について、2050年カーボンニュートラルの実現をゴールに定め、2030年度までに2013年度を基準として、総排出量を約50%削減することを中間目標としております。さらに、中間目標達成のための主要施策については、施策ごとに2030年度の数値目標を定めています。

3【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業その他に関するリスクについて、投資家の投資判断に重要な影響を及ぼす可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、必ずしもそのようなリスク要因に該当しない事項についても、投資家の投資判断上、又は当社グループの事業活動を理解する上で重要と考えられる事項については、投資家に対する積極的な情報開示の観点から記載しております。

当社グループは、これらリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の対応に努める方針がありますが、投資判断は、本項及び当有価証券報告書中の本項以外の記載事項を、慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。また、以下の記載は投資に関連するリスクを全て網羅するものではありませんので、この点にご留意ください。

なお、本項において、将来に関する事項は、別段の表示が無い限り、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

1. 政策変更等に係る法的規制の変更

当社は、会社法(平成17年法律第86号)(以下「会社法」といいます。)、高速道路会社法、民営化関係法施行法、日本道路公団等の民営化に伴う道路関係法律の整備等に関する法律(平成16年法律第101号)(以下「整備法」といいます。)及び下記「高速道路関係法令等」に掲げる法令の適用を受けるほか、道路法(昭和27年法律第180号)(以下「道路法」といいます。)その他の道路行政関係法令等の適用があります。これらの法令が変更された場合又は新たに法令が施行された場合には、当社グループが現在行っている事業の内容を大幅に変更せざるを得なくなるなど、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

高速道路関係法令等

当社は、日本道路公団、首都高速道路公団、阪神公団及び本州四国連絡橋公団の民営化を目的として、平成17年10月1日の高速道路会社法、機構法、整備法及び民営化関係法施行法の施行により、機構、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)(以下、当社、東日本高速道路(株)、首都高速道路(株)、中日本高速道路(株)、西日本高速道路(株)及び本州四国連絡高速道路(株)を「高速道路会社」と総称します。)とともに設立されており、その事業運営には以下に掲げる高速道路関係法令等の適用があります。

(1) 高速道路株式会社法

① 目的等

高速道路会社の目的として、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を効率的に行うこと等により、道路交通の円滑化を図り、もって国民経済の健全な発展と国民生活の向上に寄与すること(第1条)を掲げるとともに、その事業の範囲(第5条)、機構との協定(第6条)等について規定しております。

② 国土交通大臣による認可その他の規制事項

(ア) 株式又は募集新株予約権を引き受ける者の募集等(第3条)

高速道路会社は、会社法第199条第1項に規定するその発行する株式若しくは同法第238条第1項に規定する募集新株予約権を引き受ける者の募集をし、又は株式交換若しくは株式交付に際して株式若しくは新株予約権を発行しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(イ) 事業範囲外の高速道路における業務(第5条)

高速道路会社は、国土交通大臣の認可を受けて、高速道路会社法の規定によりその事業を営むこととされた高速道路以外の高速道路において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理並びに高速道路の通行者又は利用者の利便に供するための休憩所、給油所その他の施設の建設及び管理を営むことができます。

(ウ) 代表取締役等の選定等(第9条)

高速道路会社の代表取締役又は代表執行役の選定及び解職並びに監査等委員である取締役若しくは監査役の選任及び解任又は監査委員の選定及び解職の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(エ) 事業計画(第10条)

毎事業年度の事業計画の策定及び変更には、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(オ) 社債及び借入金(第11条)

会社法第676条に規定する募集社債を引き受ける者の募集、株式交換若しくは株式交付に際しての社債の発行及び弁済期限が1年を超える資金の借入れをしようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(カ)重要な財産の譲渡等(第12条)

国土交通省令で定める重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、国土交通大臣の認可を受けなければなりません。

(キ)定款の変更等(第13条)

高速道路会社の定款の変更、剰余金の配当その他の剰余金の処分、合併、分割及び解散の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

(ク)会計の整理等(第14条)

毎事業年度終了後3月以内に、その事業年度の貸借対照表、損益計算書その他の財務計算に関する諸表を国土交通大臣に提出しなければなりません。

(ケ)国土交通大臣の監督・命令権限(第15条、第16条)

国土交通大臣は、高速道路会社法の定めるところに従い高速道路会社を監督し、高速道路会社法を施行するために特に必要があると認めるときは、高速道路会社に対し、その業務に関し監督上必要な命令をすることができるとともに、高速道路会社からその業務に関し報告をさせ、また国土交通省の職員に立入検査をさせることができます。

③ その他の事項

(ア)政府による株式の保有(第3条)

政府(当社、首都高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱にあっては、政府及び地方公共団体)は、常時、高速道路会社の総株主の議決権の三分の一以上に当たる株式を保有していなければなりません。

(イ)一般担保(第8条)

高速道路会社の社債権者は、当該会社の財産について他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有します。

(ウ)債務保証(附則第3条)

政府は、当分の間、国会の議決を経た金額の範囲内において、高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理に要する経費に充てるため、高速道路会社の債務について、保証契約をすることができます。なお、当連結会計年度において保証契約の実績はなく、次期連結会計年度においてもその予定はありません。

(2) 道路整備特別措置法

① 目的等

特措法は、その通行又は利用について料金(高速道路会社が高速道路の通行又は利用について徴収する料金を意味します。)を徴収することができる道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合の特別の措置を定め、もって道路の整備を促進し、交通の利便を増進することを目的としております(第1条)。特措法には、高速道路会社による高速道路の整備等(第3条から第9条)、道路資産(道路(道路法第2条第1項に規定する道路を意味します。))を構成する敷地又は支壁その他の物件(料金の徴収施設その他政令で定めるものを除きます。)を意味します。)等の帰属(第51条)等、当社に関連する事項が規定されております。

② 国土交通大臣による許可その他の規制事項

(ア)高速道路の新設又は改築(第3条)

高速道路会社は、機構との協定に基づき国土交通大臣による許可を受けて、高速道路を新設し、又は改築して、料金を徴収することができます。なお、料金の額については、協定の対象となる高速道路ごとに、当該高速道路に係る道路資産の貸付料及び高速道路会社が行う当該高速道路の維持、修繕その他の管理に要する費用を、料金の徴収期間内に償うものであること、公正妥当なものであること等の基準が定められております(第23条)。

(イ)工事の廃止(第21条)

高速道路会社は許可を受けた高速道路の新設又は改築に関する工事を廃止しようとするときは、国土交通大臣の許可を受けなければなりません。

(ウ)法令違反等に関する監督(第46条)

国土交通大臣は、高速道路会社が新設し、若しくは改築し、又は維持、修繕及び災害復旧を行う高速道路(以下「会社管理高速道路」といいます。)に関し、高速道路会社又は機構に対して、特措法の定めにより、高速道路会社又は機構の処分の取消し、変更その他必要な処分を命じ、又はその工事の中止、変更、施行若しくは道路の維持のため必要な措置をとることを命ずることができます。

(エ)料金に関する監督(第47条)

国土交通大臣は、会社管理高速道路に関し、料金の適正な徴収を確保するために特に必要があると認められる場合においては、高速道路会社に対して必要な措置をとることを命ずることができます。

(オ)道路の管理に関する勧告等(第48条)

国土交通大臣は、高速道路会社又は機構に対して会社管理高速道路の管理及びその料金に関し、必要な勧告、助言又は援助をすることができます。

③ その他の事項

(ア)料金徴収の対象等(第24条)

国土交通大臣は、道路の通行又は利用が災害援助、水防活動その他特別の理由に基づくものであるため料金を徴収することが著しく不適當であると認められる車両について、料金を徴収しない車両として定めることができます。

(イ)道路資産等の帰属(第51条)

高速道路会社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては、高速道路会社に帰属します。ただし、高速道路会社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び道路資産が機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産帰属計画に係る道路資産は、機構に帰属する日前においても、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属します。

また、高速道路会社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

なお、高速道路会社が新設し、又は改築する高速道路に係る料金の徴収施設その他政令で定める物件は、高速道路会社に帰属します。

(3) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法

機構法は、機構の名称、目的、業務の範囲等に関する事項を定めることを目的としております(第1条)。当社との関係では、高速道路会社と機構との間で締結される協定の内容(第13条)、道路資産に係る高速道路会社の債務の引受け等(第15条)、道路資産の高速道路会社に対する貸付け等(第16条)、道路資産の高速道路会社に対する貸付料の額の基準(第17条)等が規定されております。

2. 機構との協定に基づく事業執行

当社は、高速道路会社法第5条に掲げる事業を営むために、同法第6条第1項及び機構法第13条第1項に基づき、機構との間で協定を締結しております。当該協定には、機構が当社から引き受けることとなる債務の限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料等、当社の財政状態に影響を与え得る事項が規定されております。当社及び機構は、おおむね5年ごとに、その事業の実施状況を勘案し、当該協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるとき、又は大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して当該協定を変更する必要があるときは、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなると認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることができるものとされております。貸付料については、協定に係る毎年度の料金収入が、あらかじめ協定において定められている計画収入の額と比較して1%を超えて変動したときは、貸付料も変動することとされております。

(1) 道路資産の貸付料

機構が当社に対して貸し付ける道路資産の貸付料については、協定において、当社が機構に支払うべき毎年度の金額及びその支払方法を規定しております。かかる貸付料は、当該協定に係る高速道路の管理に要する費用と併せて、当該高速道路について当社が徴収する料金収入に見合うこととされており、実際に生じる料金収入から管理費用を差し引いた金額を支払原資としております。このため、料金収入の減少又は管理費用の増大により当該原資が減少した場合には、貸付料の支払遅延を生じさせ、遅延利息を発生させる等、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。なお、これらについては、協定において、大規模な災害の発生等やむを得ない事由による場合の支払期限の延長、実際に得た料金収入が協定所定の計画収入を1%を超えて下回った場合の貸付料の減算等、支払遅延を可及的に生じさせないための措置が規定されております。

協定の見直しにより、貸付料の引き上げ、支払方法の変更等が行われた場合にも、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 債務引受限度額

当社は、協定において、当社の行う高速道路の管理のうち、新設、改築又は修繕に係る工事(特定更新等工事(橋、トンネルその他の高速道路を構成する施設又は工作物で、損傷、腐食その他の劣化により高速道路の構造に支障を及ぼすおそれが大きいものとして国土交通省令で定めるもの)に係る当該施設若しくは工作物の更新に係

る工事又はこれと同等の効果を有すると認められる工事をいいます。以下同じです。)を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り、)に要する費用、特定更新等工事に要する費用及び災害復旧に要すると見込まれる費用に関し、それぞれ債務引受限度額を規定しており、機構の業務実施計画においてもこれらと同様の債務引受限度額が定められております。これらの費用について、物価、地価、人件費等の上昇あるいは工法変更、工事の遅延・工期の延長等による建設費の増大、金利上昇による利子負担増大、予想を超える大規模自然災害、事故、社会・経済情勢の急変等により、実際に生じた費用が債務引受限度額を超過する可能性があります。かかる事態が生じた場合には、協定の変更により対応することになりますが、当該限度額変更が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

3. 債務引受けが適時に行われない可能性

高速道路に係る道路資産が帰属するときに、機構は、業務実施計画に定められた新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額の範囲内で、当社が当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を引き受けなければならないこととされております。その際、自然災害、住民反対運動、用地買収難航等に伴う工程遅延により当該道路資産の機構への引渡しが遅れ、円滑な債務引受けに支障をきたす可能性があります。かかる事態が生じた場合には、特措法第51条の規定に基づく道路資産帰属計画の策定（前記「1. 政策変更等に係る法的規制の変更 高速道路関係法令等 (2) 道路整備特別措置法 ③ その他の事項 (イ) 道路資産等の帰属（第51条）」をご参照ください。）により対応することになりますが、道路資産帰属計画の策定が当社の想定どおりに進まなかった場合には、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4. 他の連帯債務者の存在

当社及び機構はそれぞれ、阪神公団の民営化に伴いその債務の一部を承継しており、かかる債務の承継の際に、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております（民営化関係法施行法第16条）。また、機構が当社の債務を引き受けた場合にも、当該債務の引受けが併存的債務引受けとなるため、機構との間に連帯債務関係が生じることとなります。これらの連帯債務については、機構の財政状態が悪化した場合等には、当社がその債権者に対して、債務の全額を負担する必要が生じ、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

5. 外部資金調達

高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用については、借入れ又は当社の発行する社債によりその資金を調達することとしております。このため、市場環境悪化等のため必要な資金を調達できない場合又は金利動向及び金融情勢等により当初想定していたよりも不利な条件で調達を行わざるを得なくなった場合には、事業進捗の遅れや事業費の増大により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

6. 長期間にわたる工事

大規模更新・修繕事業等において、長期間にわたる工事に伴い高速道路の通行規制等を行う場合、機構との協定において、道路資産の貸付料の額、計画料金収入の額等にこの影響を反映することにより対応することになりますが、高速道路の利用が想定よりも減少する場合や、P A、その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少する場合には、収入が減少し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

7. 季節性

高速道路事業においては、補修工事の完成が下半期に多いことや雪氷の影響等により、上半期よりも下半期の管理費が大きくなる傾向にあり、このような傾向が、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

8. 他交通機関及び他社との競合

当社グループは、高速道路事業においては鉄道会社等の対抗輸送機関と、駐車場事業においては他の近隣の駐車場施設と競合する環境にあり、これら他社の技術革新や施設のリニューアル等により当社グループの競争力が低下し、顧客離れが生ずる可能性があります。こうした競合等の状況により当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

9. 経済情勢

わが国及び当社グループが事業を行っている地域において、景気の腰折れ、ガソリン価格等の物価の高騰等により経済情勢が悪化した場合、高速道路等の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

10. コンピューターシステム

当社グループは、E T C及びその他の高速道路管理に関するシステム並びに会計等の社内システムを有し、コンピューターシステムが重要な役割を果たしています。このため、コンピューターシステムや通信ネットワークの冗長化、バックアップサイトの設置等による信頼性向上に努めていますが、これらのコンピューターシステムに人的ミス、自然災害、停電及びコンピューターウィルス等による障害が生じた場合には、料金収入の減少、提供するサービスの一時的な停止等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

11. 自然災害等の発生

地震、津波、台風、地すべり、洪水、大雪等の自然災害、大事故やテロ等が発生した場合、当社グループの事業及びその設備は、毀損による支出の増加などの被害を受ける可能性があります。また、かかる自然災害等により、高速道路、P A、その他当社グループの事業に関わる施設の利用が減少し、当社グループの収入が減少することにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

12. 不正通行

高速道路の不正通行に対しては、不正通行車両を特定し、不法に免れた通行料金等の請求を実施するなど不正通行防止に努めていますが、料金収入の減少により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

13. 訴訟に関するリスク

当社グループは、高速道路の管理瑕疵に起因する重大な人身事故等が発生した場合等、訴訟その他の法的手続きの対象となる可能性があります。

当有価証券報告書提出日現在において当社グループの事業に重大な影響を及ぼす訴訟等は提起されておきませんが、将来重大な訴訟等が提起された場合には、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

14. 税制変更に関するリスク

当社グループ並びにその事業及び資産に係る税制が変更された場合、当社グループに課せられる公租公課の額が増大することによって当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。特に、道路附属物に該当する料金徴収施設等については、民営化後10年に限り、固定資産税が免除されることとされておりましたが、地方税法等の一部を改正する等の法律（平成28年法律第13号）により、令和7年度までに延長されております。かかる特例措置が終了し又は廃止され若しくは変更されることにより、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

15. 個人情報等の管理

当社グループでは、大量に保有する個人情報、個人番号及び特定個人情報の保護を適切に実施するため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）等の規定に則り、取扱いのルールを定め厳重に管理しておりますが、何らかの理由により個人情報等の漏洩等の事態が生じた場合、損害賠償請求への対応や社会的信用の低下等、有形無形の損害が発生し、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

16. 感染症の発生・蔓延

新型コロナウイルス感染症や新型インフルエンザのような感染症が発生・蔓延した場合、経済活動の制限等により高速道路等の利用が減少し当社グループの収入が減少することや、事業継続が困難となること等により、当社グループの事業及び財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」といいます。）の状況の概要は次のとおりであります。

① 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度における我が国経済は、物価上昇の継続が個人消費に及ぼす影響やアメリカの政策動向による影響などが景気を下押しするリスクとなっているものの、雇用・所得環境が改善する下で、緩やかに回復している状況にあります。関西経済についても設備投資が増加したほか、個人消費も緩やかに増加するなど、景気は回復基調にあります。

このような経営環境の中、当社グループは「先進の道路サービスへ」というグループ理念のもと、「阪神高速グループビジョン2030」を実現するための具体的な計画である「中期経営計画（2023～2025）」を策定しました。その確実な達成に向けて、「お客さま満足アッププラン2024」の策定・実施や、リニューアルプロジェクトの着実な推進やネットワーク整備の推進、渋滞対策の推進など、安全・安心・快適の追求を通じてお客さまの満足を実現し、関西のくらしや経済の発展に引き続き貢献すべく事業を着実に展開するとともに、データとデジタル技術の利活用による生産性の向上や業務の高度化、脱炭素社会に向けた取組みやダイバーシティ・エクイティ&インクルージョンなど、様々な施策を推進してまいりました。

この結果、当連結会計年度における当社グループの営業収益は260,586百万円（前年同期比3.1%増）、営業利益は2,113百万円（同48.1%減）、経常利益は2,816百万円（同33.2%減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,454百万円（同3.4%減）となりました。

セグメントごとの経営成績は次のとおりであります。

なお、当連結会計年度より、報告セグメントの区分を変更しており、以下の前年同期比較については、前年同期の数値を変更後のセグメント区分に組み替えた数値で比較分析しております。

（高速道路事業）

高速道路事業につきましては、ネットワーク整備を推進するとともに、営業延長258.1kmにわたる阪神高速道路の適正かつ効率的な管理に努めてまいりました。

高速道路の新設に関しましては、ミッシングリンクの解消に向け、淀川左岸線（2期）（海老江JCT～豊崎）、淀川左岸線延伸部及び大阪湾岸道路西伸部（六甲アイランド北～駒栄）の整備推進に努めました。また、令和6年4月に有料道路事業として事業化された名神湾岸連絡線につきまして当社も事業に参画いたしました。

高速道路の管理に関しましては、お客さまに最高の安全と安心を提供するため、構造物の長寿命化に向けた大規模更新・修繕事業を進めており、14号松原線喜連瓜破付近での橋梁架替え工事では、当初令和7年3月としていた通行再開時期を令和6年12月に前倒しして通行を再開いたしました。

また、令和6年6月には、近畿圏の新たな高速道路料金として、対距離制を基本とした公平な料金体系の更なる前進に向け、新たな上限料金を設定し、高速道路をさらに効率的にご利用いただくための割引を導入・拡充いたしました。加えて、「お客さま満足アッププラン」では、お客さま満足度調査で頂戴したご要望を基に取組みを進め、特にご要望の多いパーキングエリアの改善については、より多くの方にご利用いただけるように泉大津パーキングエリアの大型車駐車マス数を拡充したほか、新たに中島パーキングエリア（泉佐野方面行）をオープンするなど、お客さまのニーズに対応してまいりました。

高速道路通行台数は、一日当たり約72.6万台（前年同期比1.7%増）と増加傾向となりました。この通行台数増加及び近畿圏の新たな高速道路料金の導入による影響等により、料金収入は185,370百万円（同4.0%増）となりました。

この結果、高速道路事業の営業収益は241,994百万円（前年同期比4.6%増）となりました。一方、営業費用については、241,002百万円（同5.5%増）となり、営業利益は992百万円（同65.9%減）となりました。

（受託事業）

受託事業につきましては、大阪市道高速道路淀川左岸線の工事受託等により、営業収益は12,197百万円（前年同期比21.1%減）、営業費用は12,273百万円（同20.9%減）となり、営業損失は76百万円（前年同期は営業損失67百万円）となりました。

(その他(関連)事業)

その他(関連)事業につきましては、休憩所事業、駐車場事業、道路マネジメント事業、事業者支援コンサルティング事業等を展開しました。

この結果、その他(関連)事業の営業収益は6,827百万円(前年同期比5.6%増)となりました。一方、営業費用は5,629百万円(同7.5%増)となり、営業利益は1,197百万円(同2.5%減)となりました。

② キャッシュ・フローの状況

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益2,772百万円に加えて減価償却費7,186百万円、契約資産の減少額4,540百万円などを計上したものの、売上債権の増加額14,923百万円に加えて仕掛道路資産等の棚卸資産の増加額20,252百万円などがあったことにより、24,015百万円の資金流出(前年同期は904百万円の資金流入)となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券の償還による収入100百万円などがあったものの、料金収受機械及びE T C装置への設備投資等に伴う固定資産の取得による支出9,156百万円などがあったことにより、9,029百万円の資金流出(前年同期は24,842百万円の資金流入)となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動によるキャッシュ・フローは、道路建設関係社債償還による支出30,000百万円及び長期借入金の返済による支出17,000百万円があったものの、道路建設関係社債発行による収入50,000百万円及び長期借入れによる収入49,042百万円などがあったことにより、51,399百万円の資金流入(前年同期は11,647百万円の資金流出)となりました。

以上の結果、当連結会計年度における現金及び現金同等物の期末残高は、72,312百万円(前年同期比18,355百万円の増加)となりました。

(参考情報)

提出会社の当事業年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)における「高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表」は、以下のとおりであります。

(注) 本明細表は、高速道路事業等会計規則(平成17年国土交通省令第65号)第6条の規定により作成しております。

高速道路事業営業収益、営業外収益及び特別利益明細表

	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	
区分	金額(百万円)	
I 営業収益		
1. 料金収入	185,370	
2. 道路資産完成高	55,848	
3. 受託業務収入	0	
4. その他の売上高	36	241,256
II 営業外収益		
1. 受取利息	20	
2. 有価証券利息	27	
3. 受取配当金	573	
4. 土地物件貸付料	26	
5. 原因者負担収入	43	
6. 工事負担金等受入額	521	
7. 雑収入	43	1,255
III 特別利益		
1. 固定資産売却益	1	1
高速道路事業営業収益等合計		242,513

③ 生産、受注及び販売の実績

当社グループの各事業は、受注生産形態をとらない事業が多く、セグメントごとに生産規模及び受注規模を金額あるいは数量で示すことはしていません。

このため、生産、受注及び販売の実績については、前記「① 財政状態及び経営成績の状況」において各セグメントの業績に関連付けて記載しております。

(2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、本項に記載した予想、予見、見込み、見通し、方針、所感等の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであり、将来に関する事項には、不確実性が内在しており、あるいはリスクを含んでいるため、将来生じる実際の結果と大きく異なる可能性もありますので、ご留意ください。

① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

(ア) 当連結会計年度の財政状態及び経営成績

a 営業収益

当連結会計年度における営業収益は、合計で前年同期比3.1%増の260,586百万円となりました。これは主に通行台数増加及び近畿圏の新たな高速道路料金の導入による影響等により料金収入が増加したことによるものであります。

セグメント別にみると、高速道路事業については、料金収入は185,370百万円、道路資産の完成、引渡しによる道路資産完成高55,848百万円等を合わせて高速道路事業営業収益は241,994百万円となり、受託事業については、12,197百万円、その他（関連）事業については、6,827百万円となりました。

b 営業費用及び営業利益

当連結会計年度における営業費用は、合計で前年同期比3.9%増の258,473百万円となりました。これは主に道路資産完成原価が増加したことによるものであります。

セグメント別にみると、高速道路事業については、協定に基づく機構への賃借料の支払い135,584百万円、道路資産完成原価57,110百万円、維持修繕費や管理業務費等の管理費用48,307百万円による高速道路事業営業費用241,002百万円、受託事業における受託事業営業費用12,273百万円、その他（関連）事業の営業費用5,629百万円であります。

これらの営業費用を差し引いた結果、当連結会計年度における営業利益は、2,113百万円となりました。セグメント別では、高速道路事業の営業利益は992百万円、受託事業の営業損失は76百万円、その他（関連）事業の営業利益は1,197百万円となりました。

c 営業外損益及び経常利益

当連結会計年度の営業外収益は、工事負担金等受入額521百万円等により722百万円となりました。

また、当連結会計年度の営業外費用は、寄付金9百万円等により19百万円となりました。

これらの営業外損益を計上した結果、当連結会計年度における経常利益は、前年同期比33.2%減の2,816百万円となりました。

d 特別損益及び税金等調整前当期純利益

当連結会計年度の特別利益は、関係会社清算益14百万円等の計上により16百万円、特別損失は減損損失31百万円等の計上により60百万円となりました。

これらの特別損益を計上した結果、当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は、前年同期比33.7%減の2,772百万円となりました。

e 親会社株主に帰属する当期純利益

当連結会計年度の親会社株主に帰属する当期純利益は、法人税等317百万円を計上した結果、前年同期比3.4%減の2,454百万円となりました。

f 財政状態

当連結会計年度末における資産は、合計で前年同期比19.2%増の298,315百万円となりました。これは主に道路資産を形成する工事費の執行等により仕掛道路資産が増加したことによるものであります。

当連結会計年度末における負債は、合計で前年同期比23.1%増の230,924百万円となりました。これは主に道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債が増加したことによるものであります。

当連結会計年度末における純資産は、合計で前年同期比7.7%増の67,391百万円となりました。これは主に利益剰余金が増加したことによるものであります。

(イ) 経営成績に重要な影響を与える要因

a 高速道路事業の特性について

高速道路事業においては、高速道路会社法及び機構法の規定により機構と締結した協定並びに特措法の規定により国土交通大臣から受ける事業許可に基づき、機構から道路資産を借り受けた上、道路利用者より料金を徴収し、かかる料金収入を機構への賃借料及びその他の道路事業にかかる管理費用の支払いに充てております。

かかる協定及び事業許可においては、高速道路の公共性に鑑み当社の徴収する料金には当社の利潤を含めないことが前提とされております。なお、事業年度によっては、料金収入、管理費用等の当初計画と実績との乖離により、利益又は損失が計上される場合があり、かかる利益は、高速道路事業における将来の経済情勢の変動や自然災害等のリスクに備え、積み立てることとしております。

また、高速道路事業においては、補修工事の完成が下半期に多いことや雪氷の影響等により、上半期よりも下半期の管理費が大きくなる傾向にあります。

b 機構による債務引受け等について

当社は、特措法に基づき行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧を事業の一つとしており、また、当社が行うべき新設、改築、修繕又は災害復旧の対象となる高速道路は、協定の定めによるところでありますが、機構は、機構法第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧を行った高速道路に係る道路資産が特措法第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けることとされております。(注)

当社と機構は、四半期分の債務引受けにつき借入金債務及び債券債務を原則として弁済期日が到来する順に当該四半期の翌四半期の最初の月の中旬までに一括して選定することや、債務引受けは併存的債務引受けの方法によること等について確認しております。

なお、高速道路にかかる道路資産が機構に帰属し、当該資産に対応する債務が機構に引き受けられた際には、かかる資産及び債務は当社の連結財務諸表及び財務諸表に計上されないこととなり、債務返済の履行については機構が主に行うこととなりますが、当該債務については、当社と機構とが連帯してその弁済の責を負うものとされております。

また、阪神公団の民営化に伴い当社及び機構が承継した阪神公団の債務の一部について、当社と機構との間に、連帯債務関係が生じております(民営化関係法施行法第16条)。

(注) 高速道路事業の利益剰余金を活用した、安全対策やサービス高度化に資する事業に要する費用については、機構による債務引受けの対象外としております。なお、当該事業により形成された道路資産は、機構に帰属するものとして取り扱われます。

② キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

(ア) キャッシュ・フローの状況及び資金需要の主な内容

当連結会計年度におけるキャッシュ・フローの状況については、前記「(1) 経営成績等の状況の概要

② キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであり、必要とする資金の調達、道路料金の徴収等の営業活動のほか、道路建設関係社債(普通社債)の発行及び機構からの無利子借入れ並びに金融機関からの長期借入れを通じて実施いたしました。

当社グループの今後の資金需要として主なものは、協定に基づく機構への賃借料に加え、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産の建設資金及び事業用設備に係る設備投資資金であり、かかる資産及び設備の概要については後記「第3 設備の状況」に記載しております。

(イ) 資金調達について

特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき工事完了時等に機構に帰属することとなる資産に係る投資については、道路建設関係社債(普通社債)の発行及び機構からの無利子借入れ並びに金融機関からの長期借入れを通じて実施しております。社債の発行及び長期借入れに係る資金調達については、安定的な調達かつ調達コストの削減を目指し、調達バランスの最適化を図っております。

なお、機構への賃借料の支払いには高速道路料金収入を充当しており、事業用設備に係る投資については自己資金及びその他の長期借入金にて実施しております。

③ 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められる会計基準に基づき作成されております。決算日における資産、負債及び会計期間における収益、費用の一部について、見積りを実施する必要がありますが、当該見積りについては、過去の実績や現在の状況に応じ合理的と考えられる方法によって実施しておりますが、見積りと実績が異なる可能性があります。なお、当社グループの連結財務諸表において採用する重要な会計方針は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表」の「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」に記載しておりますが、特に以下の会計方針に係る見積りが、当社グループの連結財務諸表においては重要であると考えております。

(ア) 退職給付債務及び費用

従業員の退職給付債務及び費用は、数理計算上で設定される諸前提条件に基づいて算出しております。これらの前提条件には、割引率、退職率、死亡率及び期待運用収益率などが含まれます。実際の結果が前提条件と異なる場合、又は前提条件が変更された場合、退職給付債務及び費用に影響する可能性があります。

(イ) 繰延税金資産

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り) 繰延税金資産の回収可能性」に記載のとおりであります。

5【重要な契約等】

(1) 機構との協定

当社は、高速道路会社法第6条第1項及び機構法第13条第1項の規定に基づき、国土交通省令で定めるところにより、機構との間で協定（「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」）を平成18年3月31日付で締結しております（平成18年4月1日施行）。かかる協定は、高速道路会社法第5条第1項第1号又は第2号に規定する当社の事業等の実施に必要な事項を定めることにより、業務等の適正かつ円滑な実施を図ることを目的としております。

協定には、その対象となる路線名、当社が行う高速道路の管理のうち新設、改築又は修繕に係る工事（特定更新等工事を除き、修繕に係る工事にあつては、機構が当社からその費用に係る債務を引き受けるものに限り、）の内容、特定更新等工事の内容、当該工事に要する費用及び災害復旧に要するものと見込まれる費用に係る債務であつて、機構が当社から引き受けることとなるものの限度額、機構が当社に対して貸し付ける道路資産の内容並びにその貸付料の額及び貸付期間、当社が徴収する料金の額及びその徴収期間が定められております。

当社及び機構は、おおむね5年ごとに、協定について検討を加え、これを変更する必要があると認めるときは、相互に変更を申し出ることが出来ます。大規模な災害の発生その他社会経済情勢の重大な変化があり、これに対応して協定を変更する必要があると認めるときも、同様とします。また、道路資産の貸付料の額又は料金の額が機構法第17条に規定する貸付料の額の基準又は特措法第23条に規定する料金の額の基準に適合しなくなったと認められる場合その他業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合にも、その相手方に対し、変更を申し出ることが出来るものとされております。

貸付料については、毎年度の料金収入の金額（以下「実績収入」といいます。）が、① あらかじめ協定において定められている計画収入（以下「計画収入」といいます。）に、計画収入の1%に相当する金額を加えた金額（以下「加算基準額」といいます。）を超えた場合には、協定に定める貸付料の金額に実績収入から加算基準額を減じた金額を加えた金額、② 計画収入から、計画収入の1%に相当する金額を減じた金額（以下「減算基準額」といいます。）を下回った場合には、協定に定める貸付料の金額から、減算基準額から実績収入を減じた金額を減じた金額とするものとされております。

(2) 財務上の特約の付された金銭消費貸借契約

①金銭消費貸借契約の締結をした年月日

令和6年8月7日

②金銭消費貸借契約の相手方の属性

都市銀行、地方銀行、第二地方銀行、外国銀行支店

③金銭消費貸借契約に係る債務の期末残高及び弁済期日並びに当該債務に付された担保の内容

期末残高：150億円

弁済期日：令和9年7月30日

当該債務に付された担保の内容：なし

④財務上の特約の内容

本契約締結日以降、本契約に基づく債務の全額につき機構による債務引受が実行されるまで、各年度の決算期の末日における単体の貸借対照表における道路建設関係債務のうち、本契約上の債務の期限以前に元本の弁済期日が設定されている債務（ただし、機構が機構法第12条第1項第3号及び同法第15条第1項に基づき債務引受を行う対象債務に限る。）の合計額（本契約上の債務を含む。）を、当該期限までに予定される債務引受額の総額以下に維持すること。

（注）令和6年4月1日以前に締結された財務上の特約の付された契約については記載を省略しております。

6【研究開発活動】

当社グループにおける研究開発活動は、高速道路事業に係る技術に関する研究であり、都市内の高速道路に求められる合理的な都市高速道路の建設技術の研究開発、長期の供用を実現するための健全性評価、長寿命化並びに修繕・更新技術の研究開発、走行安全性及び快適性の向上のための新技術の開発、並びに南海トラフ地震などの巨大地震に対する減災対策に取り組んでおります。

当連結会計年度の研究開発費の総額は、1,070百万円であります。

第3【設備の状況】

当社の行う高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧の結果生じた道路資産は、当社の連結財務諸表及び財務諸表において「仕掛道路資産」勘定（流動資産）に計上されますが、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、当該高速道路の工事完了時等においては機構に帰属することとなり、かかる機構への帰属以降は当社の資産としては計上されないこととなります。また、機構に帰属した道路資産は、民営化関係法施行法第14条第3項の認可を受けた実施計画の定めるところに従い機構が阪神公団から承継した道路資産と併せ、協定に基づき当社が機構から借り受けます（以下、本「第3 設備の状況」において、かかる機構から当社が借り受ける道路資産を「借受道路資産」といいます。）。借受道路資産は、当社の資産としては計上されておられません。

下記「1 借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備」においては、借受道路資産以外の設備の状況について記載しており、借受道路資産の状況については、後記「2 道路資産」において記載しております。なお、仕掛道路資産は当社の設備ではありませんが、その状況について、「2 道路資産」において併せて記載しております。

1【借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備】

(1) 設備投資等の概要

当社グループにおいては、当連結会計年度において、総額8,029百万円の設備投資を行いました。

高速道路事業については、当連結会計年度においては主に料金収受機械及びE T C設備等に総額5,908百万円の設備投資を行いました。

その他（関連）事業については、当連結会計年度においては主に賃貸事業不動産取得等に総額264百万円の設備投資を行いました。

社用設備については、主に複数の事業別セグメントに関連する全社的資産であり、当連結会計年度においては主にシステムの改修等に総額1,856百万円の設備投資を行いました。

また、当連結会計年度において減損損失31百万円を計上しております。減損損失の内容については、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項（連結損益計算書関係）※6 減損損失」に記載のとおりであります。

なお、当連結会計年度において、重要な資産の売却、撤去等はありません。

(2) 主要な設備の状況

当社グループにおける主要な設備は、以下のとおりであります。

① 提出会社

令和7年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積千㎡)	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
中島料金所他143箇所 (大阪市西淀川区他)	高速道路 事業	料金徴収 施設等	11,667	16,679	— (—) [0]	47	988	140	29,523	514 <96>
朝潮橋PA他5箇所 (大阪市港区他)	その他 (関連) 事業	休憩施設	42	0	0 (0)	—	—	0	42	15 <2>
塚本1丁目他 (大阪市淀川区他)	その他 (関連) 事業	賃貸用 敷地等	887	30	1,838 (13)	—	0	2	2,759	
本社、管理本部社屋及 び社宅等 (大阪市北区他)	全社	建物本 体、内部 造作、敷 地等	3,007	0	2,955 (50)	233	869	207	7,274	213 <64>

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品の合計であります。

2. 土地及び建物の一部を賃借しており、当連結会計年度の賃借料は476百万円であります。なお、賃借している土地の面積については、[]で外書きしております。

3. 有料駐車場等の土地等を機構から占用しており、当連結会計年度の占用料は263百万円であります。なお、占用している土地等の面積については、295千㎡であります。

4. 現在休止中の主要な設備はありません。

5. 臨時従業員数は、< >で外書きしております。

② 国内子会社

令和7年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）							従業員数 (人)
				建物及び 構築物	機械装置 及び運搬 具	土地 (面積 千㎡)	リース 資産	ソフト ウェア	その他	合計	
阪神高速サービス㈱	本店 (大阪市西区)	高速道路事業 その他（関 連）事業	賃貸用設備等	1,064	2	1,860 (12)	—	73	87	3,086	59 <136>
阪神高速技術㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	車両等	66	623	— (—)	3,219	85	169	4,164	248 <108>
阪神高速パトロール㈱	本社 (大阪市北区)	高速道路事業	車両等	23	134	— (—)	2	3	25	189	361 <23>
阪神高速トール大阪㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	32	10	— (—)	—	7	22	73	446 <557>
阪神高速トール神戸㈱	本社 (神戸市中央区)	高速道路事業	本社内装等	16	10	— (—)	—	0	30	58	153 <368>
阪神高速技研㈱	本社 (大阪市北区)	高速道路事業	本社内装等	63	—	— (—)	132	153	486	835	171 <60>
内外構造㈱	本社 (大阪市中央区)	高速道路事業	本社内装等	22	—	— (—)	12	9	54	99	82 <36>
阪高プロジェクト サポート㈱	本社 (大阪市北区)	その他（関 連）事業	本社内装等	6	—	— (—)	—	3	5	16	11 <56>
㈱阪神 e テック	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	1	—	— (—)	—	—	0	1	7 <3>
㈱情報技術	本社 (大阪市中央区)	高速道路事業	本社内装等	44	2	— (—)	—	7	23	78	123 <47>
㈱テクノ阪神	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	35	16	— (—)	—	2	108	163	107 <12>
㈱ハイウェイ管制	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	6	—	— (—)	25	45	30	108	110 <24>
阪神施設調査㈱	本社 (大阪市西区)	高速道路事業	本社内装等	11	0	— (—)	6	9	21	49	31 <8>

(注) 1. 帳簿価額のうち「その他」は、主として工具、器具及び備品の合計であります。

2. 帳簿価額は、内部取引に伴う未実現利益消去前の金額を記載しております。

3. 現在休止中の主要な設備はありません。

4. 臨時従業員数は、< >で外書きしております。

(3) 設備の新設、除却等の計画

当社グループの借受道路資産以外の事業用設備及び社用設備にかかる重要な設備の新設、除却等の計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

① 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達方法	着手及び完了予定	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
当社 営業中の料金所 他	大阪市他	高速道路事業	料金徴収施設等	12,521	－	借入金及び 自己資金	令和7年4月	令和8年3月
当社 泉大津PA他	泉大津市他	その他（関連）事業	休憩施設等	76	－	自己資金	令和7年4月	令和8年3月

（注）上記投資予定金額は、令和7事業年度の事業計画における事業用設備及び社用設備について、セグメントとして一括した計画額を記載しております。また、着手及び完了予定については、当該事業計画の対象期間を記載しております。

② 重要な設備の除却等

会社名 事業所名	所在地	セグメントの 名称	設備の内容	帳簿価額 (百万円)	着手及び完了予定	
					着手	完了
当社 芦屋本線料金所 他	芦屋市	高速道路事業	料金徴収施設	221	平成28年6月	未定

2 【道路資産】

(1) 道路資産の建設の概要

当社は、当連結会計年度において、一般国道1号（淀川左岸線延伸部）等の新設並びに大阪府道高速大阪池田線等の改築及び舗装等の修繕等を通じ総額75,543百万円の仕掛道路資産の建設を行いました。

また、当連結会計年度において機構に帰属し、借受道路資産として当社が借り受けることとなった道路資産は、総額57,170百万円であり、その内訳は下記のとおりであります。

路線・区間等		帰属時期 (注)	道路資産価額 (百万円)
大阪府道高速大阪池田線等 に関する協定	修繕	令和6年6月	2,503
		令和6年9月	4,499
		令和6年12月	2,309
		令和7年3月	11,666
	特定更新等工事	令和6年6月	2,529
		令和6年9月	5,701
		令和6年12月	783
		令和7年3月	27,175
合計			57,170

(注) 仕掛道路資産が機構に帰属し、借受道路資産となった時期を記載しております。

(2) 主要な道路資産の状況

主要な道路資産の内訳は次のとおりであります。かかる資産は、協定に基づき、当社が機構より借り受けている借受道路資産であります。

令和7年3月31日現在

区分		年間賃借料（百万円）（注）
地域路線網	大阪府道高速大阪池田線	135,584
	大阪府道高速大阪守口線	
	大阪府道高速大阪東大阪線	
	大阪府道高速大阪松原線	
	大阪府道高速大阪堺線	
	大阪府道高速大阪西宮線	
	大阪府道高速湾岸線	
	大阪府道高速大和川線	
	大阪市道高速道路森小路線	
	大阪市道高速道路西大阪線	
	大阪市道高速道路淀川左岸線	
	兵庫県道高速大阪池田線	
	兵庫県道高速神戸西宮線	
	兵庫県道高速大阪西宮線	
	兵庫県道高速湾岸線	
	神戸市道高速道路2号線	
	兵庫県道高速北神戸線	
	神戸市道高速道路北神戸線	
	神戸市道高速道路湾岸線	
	神戸市道生田川箕谷線	

- （注） 1. 機構から借り受けた道路資産にかかる当連結会計年度の年間賃借料を記載しております。この年間賃借料は、上記の地域路線網に対するものであり、地域路線網に属する高速道路それぞれについて定められるものではありません。
2. 年間賃借料には、当連結会計年度末までに機構に帰属し、当社が借り受けることとなった道路資産が含まれております。

(3) 道路資産の建設、除却等の計画

当社の道路資産にかかる重要な建設計画は、当連結会計年度末現在、下記のとおりであります。

なお、下記記載の道路資産は、特措法第51条第2項ないし第4項の規定に基づき、所定の手続きを経て機構に帰属することとなる仕掛道路資産であり、機構への帰属と同時に当社の資産としては計上されないこととなります。

路線	建設予定金額		着手及び完了予定	
	総額 (百万円) (注2)	既支払額 (百万円) (注3)	着手(注4)	完了(注5)
大阪市道高速道路淀川左岸線 (大阪市此花区高見一丁目～同市北区豊崎六丁目)	64,178	877 [－]	昭和63年2月	令和15年3月
一般国道1号(淀川左岸線延伸部) (大阪市鶴見区緑地公園～同市北区豊崎六丁目)	179,823	25,281 [－]	平成29年4月	令和14年3月
一般国道2号(大阪湾岸道路西伸部(六甲アイランド北～駒栄)) (神戸市東灘区向洋町東一丁目～同市長田区西尻池町五丁目)	285,603	25,548 [－]	平成29年4月	令和14年3月
一般国道43号(名神湾岸連絡線) (西宮市今津社前町～同市西宮浜二丁目)	56,792	33 [－]	令和10年4月	令和14年3月

- (注) 1. 高速道路の新設又は改築により建設する仕掛道路資産について記載しております。
2. 総額には、仕掛道路資産にかかる建設中利息及び一般管理費相当額が含まれております。
3. 当連結会計年度末時点において既に機構に帰属した道路資産の額を[]で外書きしております。
4. 当社設立が平成17年10月1日であるため、設立以前に阪神公団が着手した時期を記載しているものがあります。
5. 完了予定時期は道路資産が機構に帰属する最終時期を表しており、完了予定時期に先駆けて順次機構に帰属することがあります。
6. 所要資金は、社債及び借入金により調達する予定です。

上記のほか、高速道路の修繕に係る工事(特定更新等工事を除く)及び特定更新等工事については、機構に帰属することとなる仕掛道路資産として、当連結会計年度の翌会計年度以降の5連結会計年度において470,275百万円、災害発生時における災害復旧に要する費用については、機構から無利子貸付けを受けて災害復旧を行う場合を除き、当連結会計年度の翌会計年度以降において最大で6,176百万円と見込んでおります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在発行数 (株) (令和7年3月31日)	提出日現在発行数(株) (令和7年6月27日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	20,000,000	20,000,000	非上場	株主としての権利内 容に制限のない標準 となる株式であり、 単元株式数は100株 であります。
計	20,000,000	20,000,000	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

該当事項はありません。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高(株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増 減額 (百万円)	資本準備金残 高 (百万円)
平成17年10月1日	20,000,000	20,000,000	10,000	10,000	10,000	10,000

(注) 発行済株式総数、資本金及び資本準備金の増加は会社設立によるものです。

なお、阪神公団は、民営化関係法施行法第6条の規定に基づき、平成17年10月1日に当社の設立に際して発行する株式の総数を引き受け、同法第7条及び第9条の規定に基づき、当社にその財産を出資しております。また、同公団が引き受けた株式は、同法第15条第2項第1号の規定に基づき、国及び地方公共団体に承継されております。1株当たりの発行価額は、1,000円です。

(5) 【所有者別状況】

令和7年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数　100株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	7	－	－	－	－	－	－	7	－
所有株式数 （単元）	199,995	－	－	－	－	－	－	199,995	500
所有株式数の 割合（％）	100.0	－	－	－	－	－	－	100.0	－

(6) 【大株主の状況】

令和7年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数（株）	発行済株式（自己株式を除く。）の総数に対する所有株式数の割合（％）
財務大臣	東京都千代田区霞が関3丁目1番1号	9,999,996	50.0
大阪府	大阪府中央区大手前2丁目	2,876,722	14.4
大阪市	大阪府北区中之島1丁目3番20号	2,876,722	14.4
兵庫県	神戸市中央区下山手通5丁目10番1号	1,827,287	9.1
神戸市	神戸市中央区加納町6丁目5番1号	1,827,287	9.1
京都府	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	295,993	1.5
京都市	京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地	295,993	1.5
計	—	20,000,000	100.0

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

令和7年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	—	—	—
完全議決権株式（その他）	普通株式 19,999,500	199,995	株主としての権利内容に制限のない標準となる株式
単元未満株式	普通株式 500	—	1単元（100株）未満の株式
発行済株式総数	20,000,000	—	—
総株主の議決権	—	199,995	—

②【自己株式等】

該当事項はありません。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

該当事項はありません。

(1)【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2)【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は、財務基盤の強化を最重要課題の一つと考えております。したがって、当面、配当などの社外流出を抑え、可能な限り自己資本の充実に努めていきたいと考えております。

事業から得られた利益を、高速道路事業から生じたものとそれ以外のものとに区分し、高速道路事業につきましては、想定外の収入減少や管理費用の増大、自然災害の発生等に起因する将来の機構への賃借料の支払いリスク等に対応するほか、安全対策やサービス高度化に資する事業に用いることとしております。

高速道路事業以外の事業につきましては、今後の事業展開に向けた投資等に用いることとしております。

なお、当社は、「剰余金の配当は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して行う」旨を定款に定めております。

また、当社は、会社法第454条第5項に規定する中間配当を行うことができる旨を定款に定めており、剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会となりますが、現時点において配当は実施しておらず、毎事業年度における配当の回数についての基本方針も定めておりません。

また、高速道路会社法第13条に基づき、剰余金の配当その他の剰余金の処分の決議は、国土交通大臣の認可を受けなければ、その効力を生じません。

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

(1) 当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、当社グループを取り巻く全てのステークホルダーから信頼される企業グループであり続けるため、コーポレート・ガバナンスの充実を最重要課題の一つと位置付けております。

具体的には、経営の意思決定、業務執行及び監督さらにはグループの統制、情報開示などについて適正な体制を整備し、経営の健全性、効率性及び透明性の確保に努めております。

(2) 会社の機関の内容及び内部統制システムの整備の状況等

① 会社の機関の基本説明

当社の取締役会は、当有価証券報告書提出日現在、社内取締役5名及び社外取締役1名で構成され、原則として毎月1回開催し、法令及び定款に規定するもののほか、経営に関する重要事項の決定及び業務執行の監督を行っております。

当社の業務執行に関しては、社長の指揮及び監督の下、会社の業務執行を担当する8名の執行役員（うち4名は取締役が兼務）を取締役会において選任し、業務を分担管理しております。

また、重要な経営課題への迅速かつ適切な対応を図るため、常設の会議体として、経営責任者会議及び重要案件会議を設置し、経営責任者会議は、原則として毎月1回開催し、経営における重要課題及び基本戦略に関する会社内への周知徹底、情報の共有化、意見交換等を図り、重要案件会議は、適宜開催し、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある重要な経営課題の把握、解決方法の検討等を行っております。

なお、当社は、コンプライアンスに関する重要事項に関し必要な調査及び審議を行うために、コンプライアンス委員会を設けております。同委員会は、弁護士等の社外の有識者を招聘し、専門性の補強と客観性の確保に努めております。

当社は、監査役会設置会社であり、監査役3名のうち2名は社外監査役であります。

監査役は、取締役会出席、報告聴取等により、取締役の職務執行の監査を行い、監査役会に監査結果を報告しております。監査役会は、原則として毎月1回開催し、監査実施に必要な事項の決定等を行っております。

② 会社の内部統制システムの整備状況

当社は、会社法及び会社法施行規則の規定に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要な体制」（内部統制システム）の整備について、その内容を見直し、取締役会で決議しました。

なお、見直し後の全文は以下のとおりであり、当社は、これらの体制について、今後も継続的に必要な見直しを行っていくこととしております。（最終改正：令和5年7月27日）

(a) 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、コンプライアンスに関する体制の整備、施策の実施の推進を図るとともに、コンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図る。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、当社、グループ会社（当社が議決権の総数の過半数を所有する会社及びこれに類するものとして社長が指定する会社をいう。以下同じ。）及びグループ会社の子会社（社長がグループ会社として指定する会社を除く。以下同じ。）の社員が電話、電子メール、書面、面談等により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

定例取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うほか、四半期毎に職務執行状況の報告を行うこと等を通じて、取締役の職務を相互に監督し、取締役の職務執行の適法性を確保する。

監査役は、取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握し、取締役の職務執行の適法性を確保するための牽制機能を発揮する。

(b) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る情報については、社内規則に基づき、文書、図画又は電磁的記録（以下「文書等」という。）に記録し、保存する。株主総会議事録及び取締役会議事録については、総務人事部において保存することとし、その他の取締役の職務執行に係る文書等についても、社内規則に基づいて適正に保存・管理する。

(c) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

社内規則に基づき、各担当部門における業務の実施を通じて、リスク要因を把握・認識し、必要なリスク対策を立案して実施し、必要なリスク対策の見直しを行うなど、リスクマネジメントを実施する。

特に、道路事業における事故、災害、システム障害、個人情報保護、コンプライアンス等、会社等に重大な損失等を与えるリスクについては、各担当部門においてリスクマネジメントを実施するとともに、リスクマネジメント委員会において会社等に重大な損失等を与えるリスクの特定、リスク対策の内容及び損失等が発生したときに講じた措置内容について調査及び審議を行うなど、一連のマネジメントサイクルの継続的な実施を通じてリスク管理を推進する体制を運用する。

また、緊急事態発生時に必要な社内の連絡体制を整備するほか、緊急事態への対処のため迅速な判断及び指示が必要なときは、緊急対策本部を設置して役員及び社員に対し必要な指示及び命令を行い、緊急対策本部の下で連携協力して対処する。

取締役会は、これらの実施状況を監督し、リスク管理の徹底を図る。

(d) 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

社内規則に基づき、各取締役及び取締役会で選任された執行役員において、業務を効率的に分担管理する。

また、中期経営計画の達成に向けて、担当部門毎に年度毎及び中期の経営計画を策定し、その進捗状況を評価する経営計画・実績評価制度を運用することにより、業務の着実かつ効率的な推進を図る。

定例取締役会を原則として月1回開催し、重要事項の決議を行うとともに、四半期ごとに取締役の職務執行状況の報告を行う。併せて、経営に大きな影響を及ぼす可能性のある経営課題の把握、解決方法の検討等を行うために関係する取締役、執行役員等をメンバーとする重要案件会議を開催し、重要課題への確に対応する。

(e) 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

すべての社員は、会社法その他の法令、定款及び社会規範を遵守した行動をとることとし、法令遵守をあらゆる企業活動の前提とすることを徹底する。

また、「企業理念」、「経営方針」及び「行動規範」を踏まえ、率先して当社の社会的責任を全うすべく、適正な職務執行にあたる。

取締役会決定、社内規則に基づき、社外の学識経験者を含むコンプライアンス委員会、コンプライアンス社内推進委員会を通じて、あるいはコンプライアンス基本方針及びその具体的な行動基準として定めた手引きを活用して、コンプライアンスの徹底を図るとともに、社内におけるコンプライアンス意識の向上に向けた社員研修等の実施により、社員に対する継続的な啓発、支援等を行う。

業務に関し法令等に違反する事案を発見した場合に、これを看過することなく、職場における業務の透明性を向上させるため、社員が電話、電子メール、書面、面談等により利用できる社内相談・通報窓口のほか、社外の弁護士による社外相談・通報窓口を設ける。相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

暴力団等の反社会的勢力からの不当要求等への対応については、組織的な対応をとり、必要に応じて弁護士や警察等関係機関と連携を図りつつ毅然と対応し、反社会的勢力との一切の関係を遮断する。

内部監査の実施を通じて、社内のコンプライアンスの状況を点検・評価することにより、会社の業務の適法性及び適正性を確保し、その向上を図る。

(f) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、阪神高速グループ全体の総合力の向上を目的に、グループ会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた社内規則を制定し、グループ全体の業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。

グループ会社は、グループ会社の子会社の管理に関する基本方針及び管理内容を定めた社内規則を制定し、業務の適正化及び円滑化並びに経営効率の向上を図る。

監査役は必要に応じて、グループ会社及びグループ会社を通じて当該グループ会社の子会社の業務状況等を調査する。また、監査室は、業務の適法性・適正性・効率性を確保するため及びグループ会社の内部統制の確立を支援するため、関係部門と連携を図りグループ会社に対する内部監査を定期的の実施し、その結果を当社の社長に報告し、当社の社長から当該グループ会社の社長に通知する。

また、当社の内部監査部門に在籍する社員をグループ会社の監査役として派遣する準常勤監査役制度の運用等を通じて、グループ会社における監査役監査の実効性を確保するとともに、グループ経営の管理体制の強化を図る。

- (i) 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制

当社は、グループ会社の管理に関する社内規則に基づき、グループ会社が経営上重要な行為を行おうとする場合及びグループ会社の子会社の経営上重要な行為を承認しようとする場合には、あらかじめグループ会社から関係書類の提出を受け、適切に指導又は助言等を行うなど、グループ会社の業務の適正化及び円滑化を図り、もってグループ全体の経営効率の向上を図る。

グループ会社は、グループ会社の子会社の管理に関する社内規則に基づき、グループ会社の子会社が経営上重要な行為を行おうとする場合には、あらかじめグループ会社の子会社から関係書類の提出を受け、適切に指導又は助言等を行うなど、グループ会社の子会社の業務の適正化及び円滑化を図り、もってグループ全体の経営効率の向上を図る。

また、グループ会社の経営目標、達成状況及び課題を共有し、意見交換を行う場として、当社及びグループ会社の社長からなるグループ会社経営計画報告会を定期的に行うなど、グループ全体での相互の情報共有の強化を図る。

- (ii) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

グループ会社は、各社ごとに社内規則に基づいてリスク管理体制を整備し、リスク要因を把握・認識し、必要なリスク対策を立案して実施し、必要なリスク対策の見直しを行うとともに、グループ会社の子会社のリスク管理状況を把握するなど、リスクマネジメントを実施する。

当社は、社内規則に基づいたグループ会社のリスク管理状況の把握・管理を行うとともに、リスクマネジメント委員会を活用して、グループ会社のリスクマネジメントの把握を行う体制を運用する。

また、グループ会社又はグループ会社の子会社の緊急事態発生時に必要な連絡及び報告を当社及びグループ会社が受ける体制を整備するほか、当社又はグループ会社が事案の状況に応じて必要な指示等を行うなど、当社、グループ会社及びグループ会社の子会社で一体としてリスク管理を推進する体制を構築する。

- (iii) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

グループ会社及びグループ会社の子会社において、阪神高速グループの一員としての意識を高めるとともに、当社、グループ会社及びグループ会社の子会社で共通の社外相談・通報窓口の活用を図ることにより、グループ一体となったコンプライアンスを推進する。

また、グループ会社は、グループ会社又はグループ会社の子会社においてコンプライアンス上重要な事案が発生したときは、速やかに当社に報告し、当社は必要な指示、指導、助言等を行い、当社、グループ会社及びグループ会社の子会社で一体として対応する。

- (g) 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の当社の取締役からの独立性及びその使用人に対する当社の監査役の指示の実効性の確保に関する事項

監査役室に専属の使用人を配置し、監査役の指揮命令の下、監査業務を補助させる。

監査役室の使用人の人事異動及び不利益処分については、あらかじめ取締役と監査役が協議する。

- (h) 当社の監査役への報告に関する体制

- (i) 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

取締役会のほか、経営責任者会議その他の重要な会議への出席により、監査役が取締役の意思決定の過程及び業務の執行状況を把握できる体制を確保する。

また、監査役と取締役が協議して定める「取締役及び使用人が監査役に報告すべき事項」に基づき、業務上の事故その他業務運営に影響を及ぼすと認められる重大な事項については速やかに監査役に報告を行うとともに、文書回付等の体制の運用を通じて、監査役へ適時適切な情報提供を実施する。

さらに、内部監査の実施状況の報告等により、監査役が内部監査部門と連携して効率的に監査を実施できる体制を確保する。

加えて、法令違反その他のコンプライアンスに関する事案についての社員相談・通報の内容を監査役に報告する体制を確保する。

- (ii) 子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

グループ会社は、グループ会社又はグループ会社の子会社の業務運営に影響を及ぼすと認められる重大な事項については速やかに当社に報告し、その報告を受けた担当部門から、監査役に報告する。

また、当社の監査役とグループ会社の監査役との連絡会議を定例的に開催し、情報の共有を図る。

(i) 上記(h) の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社の監査役に報告を行った者に対しては、当該報告を理由とした不利益な取扱いをしない。

また、当社、グループ会社及びグループ会社の子会社において、相談・通報窓口相談等を行った者に対しては、不利益な取扱いをしない旨を定め、実効性を確保する。

(j) 当社の監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役職務において生じる費用の前払又は償還の手続等について定め、監査役職務執行の実効性を確保する。

(k) その他当社の監査役監査が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役と監査役は、定期的に会合をもち、経営方針を確認するとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の最重要課題等について意見交換を行うことにより、相互認識と信頼関係を深め、監査役監査の実効性確保に努める。

また、その他の取締役についても適宜、監査役との意見交換を行うものとする。

(3) 取締役及び監査役に対する役員報酬

	年間報酬総額（百万円）
取締役（8名） （うち社外取締役（1名））	104 (7)
監査役（5名） （うち社外監査役（3名））	28 (20)

(注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額200百万円以内と決議されております。

2. 監査役の報酬限度額は、平成17年9月27日開催の創立総会において年額70百万円以内と決議されております。

3. 当事業年度末日現在の取締役は6名（うち社外取締役は1名）、監査役は3名（うち社外監査役は2名）ですが、上記の取締役及び監査役の支給人員には、当事業年度中に退任した取締役2名及び監査役2名を含めております。

4. 年間報酬総額には、役員退職慰労引当金の繰入額4百万円を含めております。

(4) リスク管理体制の整備状況

当社は、高速道路事業という高い公共性を有する事業を営む企業として事故・災害等の発生に備えて、交通管制部門を24時間体制にするほか、社内規則に基づき、各担当部門においてリスクを把握し必要な対策を講じるなど、迅速かつ適切な対応ができる体制を整えております。

特に、災害、個人情報保護、コンプライアンス等、会社等に重大な損失等を与えるリスクについては、リスク要因を把握・認識し、必要なリスク対策を立案して実施し、適宜その内容の見直しを各担当部門が行うとともに、リスクマネジメント委員会において会社等に重大な損失等を与えるリスクの特定、リスク対策の内容及び損失等が発生したときに講じた措置内容について調査及び審議を行うなど、一連のマネジメントサイクルの継続的な実施を通じてリスク管理を推進する全社的な体制を運用しております。

また、リスクにかかる重大な事象が発生した場合の緊急対応体制を整備し、リスクへの機動的な対応を図ることとしております。

(5) 連結会社の企業統治に関する事項

グループ会社及びグループ会社の子会社の経営管理に関する社内規則を制定するなど、当社グループの企業価値の最大化を推進する体制を整えております。

(6) 取締役の定数

当社は、取締役の定数を10名以内とする旨を定款に定めております。

(7) 取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。

また、取締役の選任決議について、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

さらに、取締役の解任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。

(8) 取締役会において決議することができる株主総会決議事項

① 当社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に、中間配当を支払うことができる旨定款に定めております。これは、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。

② 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって同法第423条第1項に定める取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨定款に定めております。これは、取締役及び監査役の職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

(9) 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

(10) 責任限定契約

当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）及び監査役との間に、同法第423条第1項に規定する取締役及び監査役の損害賠償責任を、同法第425条第1項に規定する最低責任限度額を限度額として限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役（1名）及び監査役（3名）それぞれとの間で責任限定契約を締結しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・当該取締役又は監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記責任限定が認められるのは、当該取締役又は監査役がその原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

(11) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、取締役、監査役及び執行役員の全員を被保険者とし、被保険者が会社の役員等としての業務につき行った行為（不作為を含む。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償する保険契約を締結しています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に行った違法行為に起因する損害等を補償対象外とすることにより、役員等の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じています。なお、保険料は全額当社が負担しています。

(12) 取締役会の活動状況

取締役会においては、事業計画の認可申請といった法令等に定められた事項のほか、株式及び財務に関する事項等の重要な業務執行について決議し、また、四半期毎の職務執行の状況やその他重要な業務執行につき報告を受けました。

当事業年度中に取締役会を8回開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
中野 健二郎	8回	8回
吉田 光市	8回	8回
上松 英司	8回	7回
南野 智一	8回	8回
植田 雅俊 (注1)	6回	6回

氏名	開催回数	出席回数
下田 健司 (注1)	6回	6回
山田 哲也 (注2)	2回	2回
田中 一史 (注2)	2回	2回

- (注) 1. 令和6年6月26日に新たに取締役として選任された後に開催された取締役会の開催回数及び出席回数となります。
2. 令和6年6月26日に取締役を退任する前に開催された取締役会の開催回数及び出席回数となります。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性 8 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率11.1%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
取締役会長	中野 健二郎	昭和22年 8 月13日生	昭和46年 4 月 株式会社住友銀行（現株式会社三井住友銀行）入行 平成10年 6 月 同 取締役 平成14年 6 月 株式会社三井住友銀行常務執行役員 平成16年 4 月 同 常務取締役 平成17年 6 月 同 代表取締役専務 平成18年 4 月 同 代表取締役副頭取 平成20年 4 月 同 代表取締役副会長大阪駐在 平成22年 6 月 京阪神不動産株式会社（現京阪神ビルディング株式 会社）代表取締役社長 平成25年 6 月 丸一鋼管株式会社社外取締役（現在） 平成28年 6 月 京阪神ビルディング株式会社取締役会長 平成28年 6 月 エイチ・ツー・オー リテイリング株式会社社外取 締役（監査等委員）（現在） 令和 2 年 6 月 当社取締役会長（現在） 令和 4 年 6 月 京阪神ビルディング株式会社特別顧問（現在）	(注 3)	—
代表取締役 社長	上松 英司	昭和34年11月10日生	昭和59年 4 月 阪神高速道路公団採用 平成27年 7 月 当社技術部長 平成29年 7 月 同 経営企画部長 令和元年 7 月 同 参与 令和 2 年 4 月 同 執行役員 令和 3 年 7 月 同 常務執行役員 令和 4 年 6 月 同 代表取締役兼専務執行役員 令和 7 年 6 月 同 代表取締役社長（現在）	(注 3)	—
代表取締役 兼専務執行役員	北村 知久	昭和39年 5 月17日生	昭和62年 4 月 建設省採用 平成19年 1 月 国土交通省土地・水資源局土地政策課土地市場企画 室長 平成21年 7 月 内閣法制局第二部参事官 平成26年 6 月 国土交通省土地・建設産業局建設業課長 平成28年 7 月 同 水管理・国土保全局総務課長 平成29年 7 月 同 大臣官房審議官（国土政策局、土地・建設産業 局担当） 平成30年 7 月 同 大臣官房建設流通政策審議官 令和元年 7 月 同 都市局長 令和 2 年 7 月 内閣官房（まち・ひと・しごと創生本部事務局地方 創生総括官補） 令和 3 年10月 東京海上日動火災保険株式会社顧問 令和 4 年 6 月 一般財団法人道路新産業開発機構副理事長 令和 7 年 6 月 当社代表取締役兼専務執行役員（現在）	(注 4)	—
取締役 兼常務執行役員	植田 雅俊	昭和42年10月 7 日生	平成 4 年 4 月 建設省採用 平成28年 4 月 国土交通省都市局都市政策課都市環境政策室長 平成29年 7 月 同 中国地方整備局広島国道事務所長 令和元年 7 月 同 近畿地方整備局道路部長 令和 3 年 7 月 同 道路局道路交通管理課長 令和 4 年 6 月 首都高速道路株式会社執行役員 令和 5 年 6 月 国土交通省大臣官房付 令和 5 年 7 月 同 北陸地方整備局副局長 令和 6 年 6 月 当社取締役兼執行役員 令和 7 年 6 月 同 取締役兼常務執行役員（現在）	(注 3)	—
取締役 兼常務執行役員	下田 健司	昭和43年 7 月29日生	平成 3 年 4 月 大阪市採用 平成29年 4 月 同 危機管理室防災計画担当部長 令和 2 年 4 月 同 建設局下水道部長 令和 4 年 4 月 同 建設局公園緑化部長 令和 5 年 4 月 同 建設局道路河川部長 令和 6 年 4 月 当社参与 令和 6 年 6 月 同 取締役兼執行役員 令和 7 年 6 月 同 取締役兼常務執行役員（現在）	(注 3)	—
取締役 兼常務執行役員	高木 秀之	昭和37年 6 月 9 日生	昭和61年 4 月 阪神高速道路公団採用 平成28年 7 月 当社事業開発部長 令和元年 7 月 同 経営企画部長 令和 3 年 7 月 阪神高速トール大阪株式会社常務取締役 令和 4 年 6 月 当社執行役員 令和 6 年 6 月 同 常務執行役員 令和 7 年 6 月 同 取締役兼常務執行役員（現在）	(注 4)	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有 株式数 (株)
監査役 (常勤)	池田 宏	昭和44年4月22日生	平成5年4月 警察庁採用 平成27年8月 大阪府警察本部生活安全部長 平成29年8月 内閣官房内閣参事官(内閣人事局) 令和元年8月 中部管区警察局総務監察・広域調整部長 令和3年1月 警察庁刑事局捜査支援分析管理官 令和3年8月 島根県警察本部長 令和4年8月 警察大学校教務部長 令和6年6月 当社監査役(現在)	(注6)	—
監査役 (非常勤)	近藤 三津枝	昭和28年6月14日生	ジャーナリスト、キャスターとして、経済・環境問題 をテーマに、経済ドキュメンタリー番組などを制作 平成9年 アメリカ国務省招待により I V L P 研修留学、全米 の企業を研究・取材 平成17年9月 衆議院議員(二期) 平成25年6月 公益財団法人松下社会科学振興財団評議員(現在) 平成25年7月 学校法人甲南女子学園理事(現在) 平成27年12月 日越大学構想の推進に関する有識者会議構成員 平成30年6月 当社監査役(現在) 令和元年5月 一般社団法人日本アセットマネジメント協会顧問 (現在) 令和元年5月 一般財団法人大阪府交通安全協会理事(現在)	(注5)	—
監査役 (非常勤)	田代 千治	昭和33年11月1日生	昭和56年4月 阪神高速道路公団採用 平成27年7月 当社経理部長 平成30年7月 阪神高速サービス株式会社取締役 令和元年6月 同 常務取締役 令和2年6月 同 代表取締役社長 令和5年6月 同 取締役相談役 令和6年6月 日本高速道路インターナショナル株式会社社外監査 役(現在) 令和6年6月 当社監査役(現在)	(注6)	—
計					—

- (注) 1. 取締役会長中野 健二郎は、社外取締役であります。
2. 監査役池田 宏及び監査役近藤 三津枝は、社外監査役であります。
3. 令和6年6月26日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
4. 令和7年6月26日の就任時から退任した取締役の任期の満了すべき時までであります。なお、退任した取締役の任期は、令和6年6月26日開催の定時株主総会における選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 令和4年6月27日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
6. 令和6年6月26日の就任時から退任した監査役の任期の満了すべき時までであります。なお、退任した監査役の任期は、令和4年6月27日開催の定時株主総会における選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

- ② 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的关系又は取引関係その他の利害関係について当社の社外取締役1名及び社外監査役2名と当社とは、特段の利害関係はありません。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

監査役（常勤1名・非常勤2名）は、取締役会及び経営責任者会議への出席、当社及びグループ会社の役員との意見交換、各部署・グループ会社及び会計監査人からの報告・説明の聴取、その他業務及び財産の状況の調査等により監査を実施しております。常勤監査役は、重要案件会議等にも出席するほか、決裁書類の閲覧等の日常的な監査業務を行っております。

また、監査役の業務を補助するため、監査役室を設置し、専属のスタッフを配置しております。

監査役会においては、監査の方針・計画及び監査報告の作成、会計監査人の再任、会計監査人の監査報酬に関する同意、会計監査人等の非保証業務の事前了解等に関する審議のほか取締役会議案の確認等を行うとともに、監査の実施状況等に関する情報共有及び意見交換を行っております。

監査役会は、原則として毎月1回、必要に応じて随時開催し、当事業年度中に11回開催しております。個々の監査役の監査役会及び取締役会への出席状況については次のとおりであります。

氏名	監査役会		取締役会	
	開催回数	出席回数	開催回数	出席回数
池田 宏 (注1)	8回	8回	6回	6回
近藤 三津枝	11回	11回	8回	8回
田代 千治 (注1)	8回	8回	6回	6回
三田 豪士 (注2)	3回	3回	2回	2回
大西 俊之 (注2)	3回	3回	2回	2回

(注) 1. 令和6年6月26日に新たに監査役として選任された後に開催された監査役会及び取締役会の開催回数及び出席回数となります。

2. 令和6年6月26日に監査役を退任する前に開催された監査役会及び取締役会の開催回数及び出席回数となります。

② 内部監査の状況等

当社は、内部監査部門として監査室を設置し、7名のスタッフを置いています。業務を適正性と合理性の観点から公正な立場で検証及び支援し、ガバナンスの有効性確保と会社の健全な発展に貢献することを目的として、社内規則に基づき監査計画を策定し社長の承認を得て、当社及び当社グループ会社の内部監査を実施しております。

内部監査の実効性を確保するための取組みとして、内部監査の状況等については、内部監査部門から社長、取締役会、監査役、監査役会へ、直接報告しております。社長は必要に応じて監査を受けた部等に対し、改善計画の作成を指示し、指示を受けた部等は改善計画を作成し社長に報告するとともに、その後の改善計画の実施状況について報告することとしております。

また、監査室は監査役及び会計監査人と、互いの監査結果等に関する情報共有、意見交換等を行い、監査の実効性や効率性をより高めるため連携しております。

③ 会計監査の状況

(a) 監査公認会計士等の概要

当社の公認会計士監査はEY新日本有限責任監査法人を選任しております。期末に偏ることなく期中にも監査が実施され、必要なデータはすべて提供し、正確で監査しやすい環境を整備しております。なお、当事業年度において業務を遂行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名並びに会計監査業務に係わる補助者の構成については下記のとおりであります。

業務を遂行した公認会計士の氏名	所属する監査法人名
指定有限責任社員 坂井 俊介	EY新日本有限責任監査法人
指定有限責任社員 守谷 義広	EY新日本有限責任監査法人

(注) 1. 継続監査期間は、20年間であります。

2. 監査業務に係わる補助者の構成は、公認会計士14名及びその他8名で構成されております。

(b) 監査公認会計士等の選定方針と理由及び評価

当社の監査役会は、会計監査人に関し、その知見及び能力、監査及び品質管理の体制、監査の方法及び内容、独立性等を評価項目として選任又は再任し、職務の遂行に支障があると判断した場合には不再任又は解任（会社法第340条の規定による解任を含む。）とするほか、継続して再任されている場合には4事業年度毎に公募する方針を定めております。

当事業年度の会計監査人は、令和5年2月に公募を行っており、応募者からの企画提案に基づき、監査役会が上記の評価項目に関する審査を行い、EY新日本有限責任監査法人が選定（再任）されました。

なお、会計監査人を公募しない事業年度は、直近の公募で選定された会計監査人について、監査役会が上記の評価項目に関する調査・検証を行い、再任が適当であるか判断しております。

④ 監査報酬の内容等

(a) 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	40	2	43	2
連結子会社	—	—	—	—
計	40	2	43	2

（注）当社における非監査業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務等であります。

(b) 監査公認会計士等と同一のネットワーク（アーンスト・アンド・ヤング）に属する組織に対する報酬
（(a)を除く）

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	—	2	—	2
連結子会社	—	—	—	—
計	—	2	—	2

（注）当社における非監査業務の内容は、税務アドバイザリー業務等であります。

(c) その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

（前連結会計年度）

該当事項はありません。

（当連結会計年度）

該当事項はありません。

(d) 監査報酬の決定方針

該当事項はありません。

(e) 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、会社法第399条第1項の規定により、会計監査人の報酬等に関して、経理部及び会計監査人からの報告、提出資料等に基づき、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び報酬見積りの算定根拠等を確認し、検討した結果、当該報酬等の額について妥当であると判断し、同意を行っております。

(4) 【役員の報酬等】

当社は上場会社等ではありませんので、記載すべき事項はありません。

なお、役員報酬の内容につきましては、「4 コーポレート・ガバナンスの状況等 (1) コーポレート・ガバナンスの概要」に記載しております。

(5) 【株式の保有状況】

当社は上場会社等ではありませんので、記載すべき事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」といいます。）に準拠し、「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）に準じて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第2条の規定に基づき、同規則及び「高速道路事業等会計規則」（平成17年国土交通省令第65号）により作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組を行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての確に対応することができる体制を整備するため、監査法人等の行う研修に計画的に参加しております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	44,066	57,452
高速道路事業営業未収入金	※1 24,337	※1 39,378
未収入金	※1 1,782	※1 2,361
未収還付法人税等	4	0
未収消費税等	1,596	2
契約資産	5,959	1,419
有価証券	10,100	15,000
仕掛道路資産	104,349	124,616
原材料及び貯蔵品	445	430
受託業務前払金	3,627	2,598
その他	1,478	1,797
貸倒引当金	△10	△12
流動資産合計	197,737	245,046
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	33,632	34,214
減価償却累計額	△16,234	△17,429
建物及び構築物（純額）	17,397	16,784
機械装置及び運搬具	53,136	55,582
減価償却累計額	△36,823	△38,926
機械装置及び運搬具（純額）	16,312	16,656
土地	6,351	6,478
リース資産	7,386	6,827
減価償却累計額	△3,791	△3,149
リース資産（純額）	3,594	3,678
建設仮勘定	1,807	1,919
その他	3,761	4,442
減価償却累計額	△2,780	△3,037
その他（純額）	981	1,404
有形固定資産合計	46,445	46,921
無形固定資産		
ソフトウェア	2,068	2,179
リース資産	3	2
その他	13	12
無形固定資産合計	2,085	2,195
投資その他の資産		
投資有価証券	※2 144	※2 134
繰延税金資産	2,092	2,402
その他	1,679	1,631
貸倒引当金	△18	△15
投資その他の資産合計	3,898	4,152
固定資産合計	52,429	53,269
資産合計	※3 250,167	※3 298,315

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	30,770	27,054
未払金	10,783	5,483
リース債務	594	663
未払法人税等	985	1,038
未払消費税等	521	2,141
受託業務契約負債	455	483
契約負債	136	147
賞与引当金	2,040	2,302
その他	1,212	1,087
流動負債合計	47,499	40,402
固定負債		
道路建設関係社債	※3 82,000	※3 102,000
道路建設関係長期借入金	37,270	69,312
リース債務	3,003	3,427
繰延税金負債	—	124
役員退職慰労引当金	158	165
退職給付に係る負債	17,376	14,226
その他	273	1,266
固定負債合計	140,082	190,521
負債合計	187,582	230,924
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金	10,580	10,580
利益剰余金	42,716	45,170
株主資本合計	63,296	65,751
その他の包括利益累計額		
退職給付に係る調整累計額	△712	1,639
その他の包括利益累計額合計	△712	1,639
純資産合計	62,584	67,391
負債・純資産合計	250,167	298,315

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
営業収益	※1 252,812	※1 260,586
営業費用		
道路資産賃借料	131,290	135,584
高速道路等事業管理費及び売上原価	※3 110,676	※3 115,885
販売費及び一般管理費	※2,※3 6,775	※2,※3 7,003
営業費用合計	248,741	258,473
営業利益	4,071	2,113
営業外収益		
受取利息	3	51
土地物件貸付料	27	27
原因者負担収入	25	43
工事負担金等受入額	—	521
その他	111	78
営業外収益合計	168	722
営業外費用		
寄付金	12	9
控除対象外消費税	4	6
その他	5	3
営業外費用合計	22	19
経常利益	4,216	2,816
特別利益		
固定資産売却益	※4 10	※4 1
関係会社清算益	—	14
特別利益合計	10	16
特別損失		
固定資産除却費	※5 19	※5 27
事務所移転費用	13	1
減損損失	※6 13	※6 31
特別損失合計	46	60
税金等調整前当期純利益	4,181	2,772
法人税、住民税及び事業税	1,198	1,266
法人税等調整額	441	△948
法人税等合計	1,640	317
当期純利益	2,541	2,454
親会社株主に帰属する当期純利益	2,541	2,454

【連結包括利益計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
当期純利益	2,541	2,454
その他の包括利益		
退職給付に係る調整額	968	2,351
その他の包括利益合計	※1 968	※1 2,351
包括利益	3,509	4,806
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	3,509	4,806
非支配株主に係る包括利益	—	—

③【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	10,000	10,580	40,175	60,755	△1,680	△1,680	59,075
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,541	2,541			2,541
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					968	968	968
当期変動額合計	—	—	2,541	2,541	968	968	3,509
当期末残高	10,000	10,580	42,716	63,296	△712	△712	62,584

当連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本 合計	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当期首残高	10,000	10,580	42,716	63,296	△712	△712	62,584
当期変動額							
親会社株主に帰属する 当期純利益			2,454	2,454			2,454
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					2,351	2,351	2,351
当期変動額合計	—	—	2,454	2,454	2,351	2,351	4,806
当期末残高	10,000	10,580	45,170	65,751	1,639	1,639	67,391

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	4,181	2,772
減価償却費	6,839	7,186
減損損失	13	31
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△2	△0
役員退職慰労引当金の増減額 (△は減少)	△5	6
賞与引当金の増減額 (△は減少)	79	261
退職給付に係る負債の増減額 (△は減少)	△91	△35
受取利息	△3	△51
固定資産売却損益 (△は益)	△10	△1
固定資産除却費	19	27
関係会社清算損益 (△は益)	—	△14
売上債権の増減額 (△は増加)	17,229	△14,923
契約資産の増減額 (△は増加)	△414	4,540
棚卸資産の増減額 (△は増加)	※2 △27,504	※2 △20,252
仕入債務の増減額 (△は減少)	4,440	△1,790
契約負債の増減額 (△は減少)	64	10
未払又は未収消費税等の増減額	△2,844	3,213
その他	△91	△3,278
小計	1,901	△22,297
利息及び配当金の受取額	3	30
利息の支払額	△225	△539
法人税等の還付額	134	4
法人税等の支払額	△909	△1,214
営業活動によるキャッシュ・フロー	904	△24,015
投資活動によるキャッシュ・フロー		
固定資産の取得による支出	△5,136	△9,156
固定資産の売却による収入	14	5
固定資産の除却による支出	△3	△2
有価証券の償還による収入	30,000	100
投資有価証券の取得による支出	△32	—
関係会社の清算による収入	—	24
投資活動によるキャッシュ・フロー	24,842	△9,029
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	32,042	49,042
長期借入金の返済による支出	※2 △25,000	※2 △17,000
道路建設関係社債発行による収入	32,000	50,000
道路建設関係社債償還による支出	※2 △50,000	※2 △30,000
リース債務の返済による支出	△689	△642
財務活動によるキャッシュ・フロー	△11,647	51,399
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	14,098	18,355
現金及び現金同等物の期首残高	39,857	53,956
現金及び現金同等物の期末残高	※1 53,956	※1 72,312

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数	13社
連結子会社の名称	阪神高速サービス(株) 阪神高速技術(株) 阪神高速パトロール(株) 阪神高速トール大阪(株) 阪神高速トール神戸(株) 阪神高速技研(株) 内外構造(株) 阪高プロジェクトサポート(株) (株)阪神eテック (株)情報技術 (株)テクノ阪神 (株)ハイウェイ管制 阪神施設調査(株)

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の関連会社の数 0社
- (2) 持分法を適用していない関連会社 (ASIAM Infra Company Limited) は、当期純損益 (持分に見合う額) 及び利益剰余金 (持分に見合う額) 等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社株式及び関連会社株式
移動平均法による原価法によっております。
その他有価証券
(市場価格のないもの)
移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

評価基準は主として原価法 (収益性の低下に基づく簿価切下げの方法) によっております。

仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

原材料及び貯蔵品

主として個別法を採用しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産 (リース資産を除く)

当社は定額法、連結子会社は主に定率法 (ただし、平成10年4月1日以降に取得した建物 (附属設備は除く) 並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法) を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物	5～60年
機械装置及び運搬具	5～17年
その他	5～10年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）
定額法を採用しております。
なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（５年）に基づいております。
- ③ リース資産
所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (3) 繰延資産の処理方法
道路建設関係社債発行費
支出時に償却しております。
- (4) 重要な引当金の計上基準
 - ① 貸倒引当金
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
 - ② 賞与引当金
従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。
 - ③ 役員退職慰労引当金
役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。
- (5) 退職給付に係る会計処理の方法
 - ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
 - ② 数理計算上の差異の費用処理方法
数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（９～１０年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度から費用処理しております。
また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。
- (6) 重要な収益及び費用の計上基準
当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。
 - ① 高速道路事業
高速道路事業においては、当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した協定に基づき、主に高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。
料金収入については、顧客が当社の管理する高速道路を利用した時点で収益を認識しております。
高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧による道路資産完成高については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に道路資産を引き渡した時点で収益を認識しております。
 - ② 受託事業
受託事業においては、国、地方公共団体等からの委託に基づき、それらが実施する道路の新設、改築、維持及び修繕等を行っております。
これらのうち、長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定しています。その他の契約については、顧客に財又はサービスを引き渡した時点で収益を認識しております。
- (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲
手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から３ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
繰延税金資産	2,092	2,402

(繰延税金負債との相殺前の金額は、前連結会計年度2,142百万円、当連結会計年度3,155百万円であります。)

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

繰延税金資産の認識は、将来の合理的な見積可能期間内の課税所得の見積額を限度として、当該期間内の一時差異等のスケジューリングの結果に基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。当該見積りは、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(会計方針の変更)

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、令和4年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による連結財務諸表への影響はありません。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰り延べる場合の連結財務諸表における取扱いの見直しに関連する改正については、令和4年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。なお、当該会計方針の変更による前連結会計年度の連結財務諸表への影響はありません。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 令和6年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 令和6年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

令和10年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(表示方法の変更)

(連結損益計算書)

前連結会計年度において、独立掲記しておりました「営業外収益」の「保険解約返戻金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度においては「営業外収益」の「その他」に含めて表示しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「営業外収益」の「保険解約返戻金」に表示していた41百万円及び「その他」に表示していた69百万円は、「その他」111百万円として組み替えております。

(連結貸借対照表関係)

※1 高速道路事業営業未収入金及び未収入金のうち、顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
高速道路事業営業未収入金	24,337百万円	39,378百万円
未収入金	1,596	1,523

※2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
投資有価証券(株式)	41百万円	32百万円
(うち共同支配企業に対する投資の金額)	(32)	(32)

※3 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
道路建設関係社債	82,000百万円(額面82,000百万円)	102,000百万円(額面102,000百万円)

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債50,000百万円(額面)(前連結会計年度85,000百万円(額面))について、当社の総財産を担保に供しております。

4 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券(国が保有している債券を除く。)に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	15,000百万円	一百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	115,000百万円	87,000百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
道路建設関係社債	50,000百万円	30,000百万円
道路建設関係長期借入金	25,000	17,000

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

営業収益については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、「1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項 (収益認識関係) 1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち、主要な費目及び金額は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
役員報酬	616百万円	627百万円
役員退職慰労引当金繰入額	44	43
給料手当	1,724	1,859
賞与	271	276
賞与引当金繰入額	270	357
退職給付費用	202	222
法定福利費	508	543
福利厚生費	293	368
減価償却費	264	246
地代家賃	344	381
租税公課	558	569
広告宣伝費	145	206
諸手数料	316	315

※3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費の総額

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
	664百万円	1,070百万円

※4 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
建物及び構築物	一百万円	0百万円
機械装置及び運搬具	8	0
土地	2	1
計	10	1

※5 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
建物及び構築物	14百万円	9百万円
機械装置及び運搬具	0	0
その他（工具、器具及び備品）	1	3
その他（リース資産）	－	0
ソフトウェア	3	13
計	19	27

※6 減損損失

当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

前連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

用途	種類	場所	計上額（百万円）
休憩所施設	建物及び構築物	大阪府泉大津市ほか	4
	その他（工具、器具及び備品）		0
農産物・海産物直売所	建物及び構築物	神戸市須磨区	1
	機械装置及び運搬具		1
	その他（工具、器具及び備品）		5
（合計）			13

（資産のグルーピング）

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

休憩所施設

（減損損失を認識するに至った経緯）

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

農産物・海産物直売所

（減損損失を認識するに至った経緯）

農産物・海産物直売所は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

当連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

用途	種類	場所	計上額（百万円）
休憩所施設	建物及び構築物	大阪市港区ほか	21
農産物・海産物直売所	建物及び構築物	神戸市須磨区	3
	その他（工具、器具及び備品）		6
（合計）			31

（資産のグルーピング）

資産のグルーピングは管理会計上の区分を基礎として以下のように決定しております。

- ① 高速道路事業に使用している固定資産は、すべての資産が一体となってキャッシュ・フローを生成していることから、全体を一つの資産グループとしております。
- ② ①以外の事業用固定資産については、原則として事業管理単位毎としております。
- ③ それ以外の固定資産については、原則として個別の資産毎としております。

休憩所施設

（減損損失を認識するに至った経緯）

休憩所別の営業損益が継続してマイナスとなった休憩所施設につき、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

農産物・海産物直売所

（減損損失を認識するに至った経緯）

農産物・海産物直売所は、収益性の低下により投資額の回収が困難と見込まれるため、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

（回収可能価額の算定方法）

使用価値をもって回収可能価額を測定しております。なお、減損対象となった資産については、いずれも将来キャッシュ・フローの見積額がマイナスであるため、使用価値は零と評価しております。

(連結包括利益計算書関係)

※ 1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
退職給付に係る調整額：		
当期発生額	598百万円	2,784百万円
組替調整額	380	330
法人税等及び税効果調整前	979	3,114
法人税等及び税効果額	△10	△763
退職給付に係る調整額	968	2,351
その他の包括利益合計	968	2,351

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(千株)	当連結会計年度増加 株式数(千株)	当連結会計年度減少 株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	20,000	—	—	20,000
合計	20,000	—	—	20,000

2. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

該当事項はありません。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
現金及び預金勘定	44,066百万円	57,452百万円
取得日から3ヶ月以内に償還される短期投資 (有価証券勘定)	10,000	15,000
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△110	△140
現金及び現金同等物	53,956	72,312

※2

前連結会計年度(自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△25,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。また、道路建設関係社債償還による支出△50,000百万円は、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。

当該債務引受に伴い、営業活動によるキャッシュ・フロー、棚卸資産の増減額△27,504百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した棚卸資産の額52,255百万円が含まれております。

当連結会計年度(自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)

財務活動によるキャッシュ・フロー、長期借入金の返済による支出△17,000百万円は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条第1項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。また、道路建設関係社債償還による支出△30,000百万円は、同規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が行った債務引受の額であります。

当該債務引受に伴い、営業活動によるキャッシュ・フロー、棚卸資産の増減額△20,252百万円には、道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属した棚卸資産の額55,848百万円が含まれております。

(リース取引関係)

(借主側)

1. ファイナンス・リース取引

(1) 所有権移転ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

ネットワーク機器であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

(2) 所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

高速道路事業における維持管理用車両、その他（関連）事業における構築物等及び事務用機器であります。

②リース資産の減価償却の方法

連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項「4. 会計方針に関する事項 (2)重要な減価償却資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

2. オペレーティング・リース取引

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(1) 道路資産の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
1年内	135,584	134,733
1年超	6,946,760	6,812,026
合計	7,082,344	6,946,760

(注) 1. 道路資産の未経過リース料の金額は変動する場合があります。当社及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、道路資産の貸付料を含む協定について、おおむね5年ごとに検討を加え、必要がある場合には、相互にその変更を申し出ることができるとされております。ただし、道路資産の貸付料を含む協定が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第17条に規定する基準に適合しなくなった場合等、業務等の適正かつ円滑な実施に重大な支障が生ずるおそれがある場合には、上記の年限に関わらず、相互にその変更を申し出ることができるとされております。

2. 道路資産の貸付料は、実績料金収入が、計画料金収入に計画料金収入の変動率に相当する金額を加えた金額（加算基準額）を超えた場合、当該超過額（実績料金収入-加算基準額）が加算されることとなっております。また、実績料金収入が、計画料金収入から計画料金収入の変動率に相当する金額を減じた金額（減算基準額）に足りない場合、当該不足額（減算基準額-実績料金収入）が減算されることとなっております。

(2) 道路資産以外の未経過リース料

(単位：百万円)

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
1年内	68	89
1年超	324	492
合計	392	582

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した「大阪府道高速大阪池田線等に関する協定」に基づく高速道路の新設、改築等を行うために必要な資金を社債発行や銀行借入により調達しております。一時的な余資は安全性の高い譲渡性預金等の手段により運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である高速道路事業営業未収入金は、高速道路事業におけるクレジットカード会社に対するETC料金未収入金等であり、信用リスクは僅少であります。

有価証券は、当社は主に資金運用方法を譲渡性預金又は大口定期預金を基本とした安全性の高い金融資産に限定しており、信用リスク及び市場価格の変動リスクは僅少であります。

投資有価証券である株式は、非上場株式であり、市場価格の変動に係るリスクはありませんが、発行会社の財政状態の悪化により実質価額が低下するリスクがあるため、発行会社の財政状態を把握し保有状況の見直しを行っております。

営業債務である高速道路事業営業未払金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金は、当社が新設、改築等を行った高速道路に係る道路資産が道路整備特別措置法第51条第2項ないし第4項の規定により独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に帰属するときにおいて、当該資産に対応する債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が引き受けることとされております。

道路建設関係長期借入金の一部は、変動金利であるため金利の変動リスクに晒されておりますが、金利変動リスクを最小限に止めるため、固定金利である社債と変動金利である民間借入金とのバランスを考慮しながら調達を行うこととしております。

営業債務、道路建設関係長期借入金及び道路建設関係社債は、流動性リスクに晒されておりますが、当社は、各部署からの報告に基づき経理担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、必要となる時期に資金調達を行うことにより、流動性リスクを管理しております。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は次表には含まれておりません（（注）1. 参照）。

また、現金及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものについては、記載を省略しております。

前連結会計年度（令和6年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券及び投資有価証券	100	99	△0
資産計	100	99	△0
(1) 道路建設関係社債	82,000	81,806	△193
(2) 道路建設関係長期借入金	37,270	37,270	—
負債計	119,270	119,076	△193

当連結会計年度（令和7年3月31日）

	連結貸借対照表 計上額（百万円）	時価（百万円）	差額（百万円）
(1) 有価証券及び投資有価証券	—	—	—
資産計	—	—	—
(1) 道路建設関係社債	102,000	100,703	△1,296
(2) 道路建設関係長期借入金	69,312	69,312	—
負債計	171,312	170,015	△1,296

（注）1. 市場価格のない株式等は「（1）有価証券及び投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

（単位：百万円）

区分	前連結会計年度 （令和6年3月31日）	当連結会計年度 （令和7年3月31日）
非上場株式	144	134

3. 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額
前連結会計年度（令和6年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	43,829	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	24,337	—	—	—
未収入金	1,782	—	—	—
未収還付法人税等	4	—	—	—
未収消費税等	1,596	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
(1)債券				
①国債・地方債等	—	—	—	—
②その他	100	—	—	—
(2)その他	10,000	—	—	—
合計	81,650	—	—	—

当連結会計年度（令和7年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	57,243	—	—	—
高速道路事業営業未収入金	39,378	—	—	—
未収入金	2,361	—	—	—
未収還付法人税等	0	—	—	—
未収消費税等	2	—	—	—
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券のうち満期 があるもの				
(1)債券				
①国債・地方債等	—	—	—	—
②その他	—	—	—	—
(2)その他	15,000	—	—	—
合計	113,986	—	—	—

4. 道路建設関係社債及び道路建設関係長期借入金の連結決算日後の返済予定額
前連結会計年度（令和6年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
道路建設関係社債	—	82,000	—	—
道路建設関係長期借入金	—	37,270	—	—
合計	—	119,270	—	—

当連結会計年度（令和7年3月31日）

	1年以内 (百万円)	1年超 5年以内 (百万円)	5年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
道路建設関係社債	—	102,000	—	—
道路建設関係長期借入金	—	69,000	312	—
合計	—	171,000	312	—

5. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場情報により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

該当事項はありません。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（令和6年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	99	—	99
資産計	—	99	—	99
道路建設関係社債	—	81,806	—	81,806
道路建設関係長期借入金	—	37,270	—	37,270
負債計	—	119,076	—	119,076

当連結会計年度（令和7年3月31日）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券				
社債	—	—	—	—
資産計	—	—	—	—
道路建設関係社債	—	100,703	—	100,703
道路建設関係長期借入金	—	69,312	—	69,312
負債計	—	170,015	—	170,015

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

社債は相場価格を用いて評価しております。社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

道路建設関係社債

道路建設関係社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。道路建設関係社債は市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

道路建設関係長期借入金

道路建設関係長期借入金の時価は、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(有価証券関係)

1. 満期保有目的の債券

前連結会計年度 (令和6年3月31日)

	種類	連結貸借対照表計上 額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表計 上額を超えるもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
時価が連結貸借対照表計 上額を超えないもの	(1) 国債・地方債等	—	—	—
	(2) 社債	100	99	△0
	(3) その他	—	—	—
	小計	100	99	△0
合計		100	99	△0

当連結会計年度 (令和7年3月31日)

該当事項はありません。

2. その他有価証券

前連結会計年度（令和6年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	10,000	10,000	—
	小計	10,000	10,000	—
合計		10,000	10,000	—

当連結会計年度（令和7年3月31日）

	種類	連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	—	—	—
	小計	—	—	—
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	(1) 株式	—	—	—
	(2) 債券			
	①国債・地方債等	—	—	—
	②社債	—	—	—
	③その他	—	—	—
	(3) その他	15,000	15,000	—
	小計	15,000	15,000	—
合計		15,000	15,000	—

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は確定給付型の制度として企業年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。連結子会社は確定給付型の制度として退職一時金制度等を設けております。また、当社及び連結子会社は確定給付制度に加えて確定拠出制度を併用しております。

なお、一部の連結子会社は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
退職給付債務の期首残高	24,558百万円	24,493百万円
勤務費用	881	902
利息費用	96	96
数理計算上の差異の発生額	74	△2,948
退職給付の支払額	△1,117	△1,121
退職給付債務の期末残高	24,493	21,422

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表（簡便法を適用した制度を除く。）

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
年金資産の期首残高	8,232百万円	9,424百万円
期待運用収益	107	143
数理計算上の差異の発生額	673	△164
事業主からの拠出額	794	809
退職給付の支払額	△383	△435
年金資産の期末残高	9,424	9,778

(3) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	2,121百万円	2,307百万円
退職給付費用	448	527
退職給付の支払額	△217	△206
制度への拠出額	△44	△46
退職給付に係る負債の期末残高	2,307	2,582

(4) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
積立型制度の退職給付債務	13,735百万円	11,802百万円
年金資産	△9,903	△10,292
	3,832	1,509
非積立型制度の退職給付債務	13,544	12,716
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17,376	14,226
退職給付に係る負債	17,376	14,226
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	17,376	14,226

(注) 簡便法を適用した制度を含みます。

(5) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
勤務費用	881百万円	902百万円
利息費用	96	96
期待運用収益	△107	△143
数理計算上の差異の費用処理額	380	330
簡便法で計算した退職給付費用	448	527
確定給付制度に係る退職給付費用	1,699	1,713

(6) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
数理計算上の差異	979百万円	3,114百万円
合計	979	3,114

(7) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目（法人税等及び税効果控除前）の内訳は次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
未認識数理計算上の差異	736百万円	△2,377百万円
合計	736	△2,377

(8) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
現金及び預金	4.1%	3.8%
債券	41.2	43.8
株式	23.1	21.4
その他	31.6	31.0
合計	100.0	100.0

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(9) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
割引率	主に0.4%	主に1.8%
長期期待運用収益率	主に1.5%	主に1.5%
予想昇給率	主に2.6%	主に2.4%

3. 確定拠出制度

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、当連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）307百万円（前連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）214百万円）であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	670百万円	757百万円
退職給付に係る負債	5,214	5,412
未払事業税	150	143
前受金	—	315
減損損失	451	441
税務上の繰越欠損金(注1)	1,121	1,025
その他	878	1,018
繰延税金資産小計	8,486	9,116
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注1)	△1,119	△1,025
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△5,224	△4,934
評価性引当額小計	△6,344	△5,960
繰延税金資産合計	2,142	3,155
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△50	△49
退職給付に係る負債	—	△828
繰延税金負債合計	△50	△877
繰延税金資産の純額	2,092	2,277

(注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(令和6年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※1)	—	19	—	—	89	1,012	1,121
評価性引当額	—	△19	—	—	△89	△1,010	△1,119
繰延税金資産	—	—	—	—	—	1	(※2) 1

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金が生じた事業年度の翌期から繰越期限切れとなるまでの期間に一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれた部分について計上しております。

当連結会計年度(令和7年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越欠損金(※1)	—	—	—	—	95	930	1,025
評価性引当額	—	—	—	—	△95	△930	△1,025
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	(※2) —

(※1) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(※2) 税務上の繰越欠損金に対する繰延税金資産は、税務上の繰越欠損金が生じた事業年度の翌期から繰越期限切れとなるまでの期間に一時差異等加減算前課税所得が生じる可能性が高いと見込まれた部分について計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前連結会計年度 (令和6年3月31日)	当連結会計年度 (令和7年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.58%	30.58%
交際費等永久差異	0.65	0.16
住民税均等割	0.64	0.96
評価性引当額	7.19	△19.71
法人税特別控除等	△2.26	△3.52
税率変更による期末繰延税金資産の増額修正等	—	△1.05
連結子会社の税率差異	2.60	4.28
その他	△0.17	△0.23
税効果会計適用後の法人税等の負担率	39.23	11.47

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に国会で成立し、令和8年4月1日以後に開始する連結会計年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.58%から、令和8年4月1日に開始する連結会計年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.47%に変更しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金資産の金額は31百万円、繰延税金負債の金額は23百万円、それぞれ増加し、法人税等調整額が29百万円、退職給付に係る調整累計額が21百万円、それぞれ減少しております。

（賃貸等不動産関係）

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	高速道路事業	受託事業	その他（関連）事業	
料金収入	178,274	—	—	178,274
道路資産完成高	52,255	—	—	52,255
その他	486	15,452	5,392	21,330
顧客との契約から生じる収益	231,016	15,452	5,392	251,861
その他の収益（注）	—	—	951	951
外部顧客への売上高	231,016	15,452	6,343	252,812

(注) 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく賃貸収入等を含んでおります。

当連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント			合計
	高速道路事業	受託事業	その他（関連）事業	
料金収入	185,370	—	—	185,370
道路資産完成高	55,848	—	—	55,848
その他	479	12,197	5,724	18,401
顧客との契約から生じる収益	241,698	12,197	5,724	259,620
その他の収益（注1）	—	—	966	966
外部顧客への売上高	241,698	12,197	6,690	260,586

(注) 1. 「その他の収益」は、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号）に基づく賃貸収入等を含んでおります。

2. 当連結会計年度から、従来、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等を含めて開示しておりました「その他」の区分を、報告セグメント「その他（関連）事業」として記載しております。なお、前連結会計年度の顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

(1) 高速道路事業

料金収入については、顧客が当社の管理する高速道路を利用した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。その取引の対価は、当該時点から概ね2か月以内に受領しております。

道路資産完成高については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に道路資産を引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。その取引の対価は、概ね当該時点に受領しております。

(2) 受託事業

受託事業のうち、長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定しています。その他の契約については、顧客に財又はサービスを引き渡した時点で履行義務を充足したと判断し、収益を認識しております。

その取引の対価は、契約時に契約額の一部を受領し、契約期間満了後概ね1か月以内に残額を受領しております。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	43,204百万円	25,933百万円
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	25,933	40,901
契約資産（期首残高）	5,545	5,959
契約資産（期末残高）	5,959	1,419
契約負債（期首残高）	514	591
契約負債（期末残高）	591	630

契約資産は、受託事業における工事契約について、期末日時点で完了しておりますが未請求の工事の進捗に係る対価に対する当社の権利に関するものであります。

契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えられます。

受託業務契約負債及び契約負債は、主に受託事業における工事契約について、顧客から受け取った前受金に関するものであります。受託業務契約負債及び契約負債は、収益の認識に伴い取り崩されます。

当連結会計年度に認識した収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、124百万円（前連結会計年度64百万円）であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

当社及び連結子会社では、残存履行義務に配分した取引価格の注記にあたって実務上の便法を適用し、当初に予想される契約期間が1年以内の契約について注記の対象に含めておりません。未充足の履行義務は、当連結会計年度末において30,268百万円（前連結会計年度38,289百万円）であります。当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年から7年（前連結会計年度1年から8年）の間で収益を認識することを見込んでおります。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1. 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社グループの構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社グループは、「高速道路事業」、「受託事業」、「その他（関連）事業」を中核として事業活動を展開しており、当社及びグループ会社の事業の種類別の区分により、経営を管理しております。

したがって、当社グループにおける事業セグメントは、事業の種類別セグメントにより識別しており、「高速道路事業」、「受託事業」及び「その他（関連）事業」の3つを報告セグメントとしております。

「高速道路事業」においては、阪神高速道路の新設、改築、修繕その他の管理等を実施しております。「受託事業」においては、国、地方公共団体等の委託に基づき道路の新設、改築等を実施しております。「その他（関連）事業」においては、休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等を実施しております。

当連結会計年度から、従来、報告セグメントに含まれていない休憩所等事業、駐車場事業、道路マネジメント事業等を含めて開示しておりました「その他」の区分を、報告セグメント「その他（関連）事業」として記載しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

2. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場実勢価格に基づいております。

3. 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				調整額(注1)	連結財務諸表計上額(注2)
	高速道路事業	受託事業	その他（関連）事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	231,016	15,452	6,343	252,812	—	252,812
セグメント間の内部売上高又は振替高	249	—	120	369	△369	—
計	231,266	15,452	6,464	253,182	△369	252,812
セグメント利益又は損失(△)	2,910	△67	1,228	4,071	—	4,071
セグメント資産	161,740	9,996	10,925	182,662	67,504	250,167
その他の項目						
減価償却費	5,062	—	497	5,559	1,279	6,839
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,677	—	403	6,080	1,539	7,620

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) 売上高の調整額△369百万円は、セグメント間取引消去であります。

(2) セグメント資産の調整額67,504百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。

(3) 減価償却費の調整額1,279百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,539百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。

2. セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位：百万円）

	報告セグメント				調整額(注1)	連結財務諸表計上額(注2)
	高速道路事業	受託事業	その他（関連）事業	計		
売上高						
外部顧客への売上高	241,698	12,197	6,690	260,586	—	260,586
セグメント間の内部売上高又は振替高	296	—	136	432	△432	—
計	241,994	12,197	6,827	261,019	△432	260,586
セグメント利益又は損失（△）	992	△76	1,197	2,113	—	2,113
セグメント資産	198,308	4,256	10,928	213,494	84,821	298,315
その他の項目						
減価償却費	5,542	—	488	6,031	1,154	7,186
有形固定資産及び無形固定資産の増加額	5,908	—	264	6,172	1,856	8,029

（注）1．調整額は、以下のとおりであります。

- （1）売上高の調整額△432百万円は、セグメント間取引消去であります。
- （2）セグメント資産の調整額84,821百万円は、全社資産であり、その主なものは各事業共用の固定資産、余剰運用資金等であります。
- （3）減価償却費の調整額1,154百万円は、各事業共用の固定資産の減価償却費であります。
- （4）有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,856百万円は、各事業共用の固定資産の設備投資額であります。

2．セグメント利益又は損失（△）は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	178,274	52,255	22,282	252,812

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	52,255	高速道路事業

当連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

（単位：百万円）

	高速道路料金収入	道路資産完成高	その他	合計
外部顧客への売上高	185,370	55,848	19,367	260,586

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

（単位：百万円）

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	55,848	高速道路事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他（関連） 事業	全社・消去	合計
減損損失	—	—	13	—	13

当連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位：百万円）

	高速道路事業	受託事業	その他（関連） 事業	全社・消去	合計
減損損失	—	—	31	—	31

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

前連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社の親会社及び主要株主（会社等の場合に限る。）等

前連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

該当事項はありません。

(2) 連結財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等

前連結会計年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の過半数を自己の計算において所有している会社等	独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	横浜市 西区	5,651,733	高速道路に係る道路資産の保有及び貸付け、承継債務等の返済等	なし	道路資産の賃借	道路資産賃借料の支払 (注1)	131,290	高速道路事業営業未払金	12,034
									高速道路事業営業未収入金	—
						道路資産と債務の引渡	完成道路資産の引渡	52,255	高速道路事業営業未収入金	7,517
							道路建設関係債務の引渡 (注2)	75,000	高速道路事業営業未払金	0
						借入金の連帯債務	債務保証 (注2) (注3)	130,000	—	—
						資金の借入	道路建設関係借入金の借入 (注4)	42	道路建設関係長期借入金	270
									1年以内返済予定長期借入金	—

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。

2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

3. 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券について、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に対して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

4. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利子であります。

当連結会計年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
主要株主 (会社等) が議決権の 過半数を自己の計算に おいて所有している会社等	独立行政法人日本高速 道路保有・債務返済機構	横浜市 西区	5,651,791	高速道路に係る道路資産の 保有及び貸付け、承継債務等 の返済等	なし	道路資産 の賃借	道路資産賃借料の支払 (注1)	135,584	高速道路事業営業未払金	12,428
									高速道路事業営業未収入金	—
						道路資産と債務の 引渡	完成道路資産の引渡	55,848	高速道路事業営業未収入金	21,947
							道路建設関係債務の引渡 (注2)	47,000	高速道路事業営業未収入金	22
						借入金の連帯債務	債務保証 (注2)	87,000	—	—
						資金の借入	道路建設関係借入金の借入 (注3)	42	道路建設関係長期借入金	312
									1年以内返済予定長期借入金	—

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第13条第1項の規定により支払を行っております。

2. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡しております。また、引き渡した債務について、当社は連帯して債務保証を行っております。なお、保証料は受け取っておりません。

3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく借入金であり、無利子であります。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
1株当たり純資産額	3,129.24円	3,369.56円
1株当たり当期純利益	127.06円	122.73円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当連結会計年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,541	2,454
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	2,541	2,454
普通株式の期中平均株式数(千株)	20,000	20,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	担保	償還期限
阪神高速道路(株)	第27回普通社債	令和4年 10月14日	35,000	35,000	0.270	有	令和9年 3月19日
阪神高速道路(株)	第28回普通社債	令和5年 2月14日	15,000	—	0.305	有	令和8年 6月19日
阪神高速道路(株)	第29回普通社債	令和5年 10月30日	15,000	—	0.320	有	令和9年 1月29日
阪神高速道路(株)	第30回普通社債	令和6年 2月29日	17,000	17,000	0.339	有	令和9年 5月31日
阪神高速道路(株)	第31回普通社債	令和6年 10月17日	—	25,000	0.588	有	令和10年 1月31日
阪神高速道路(株)	第32回普通社債	令和7年 2月13日	—	25,000	0.937	有	令和10年 5月31日
合計	—	—	82,000	102,000	—	—	—

(注) 1. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した道路建設関係社債の金額の合計額は30,000百万円であります。

2. 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額

1年以内 (百万円)	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
—	35,000	42,000	25,000	—

【借入金等明細表】

区分	当期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定のリース債務	594	663	—	—
長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）	37,270	69,312	0.541	令和9年～令和15年
リース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）	3,003	3,427	—	令和8年～令和17年
合計	40,867	73,403	—	—

（注）1. 「平均利率」については、借入金の当期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）69,312百万円は道路建設関係長期借入金であります。
このうち、312百万円については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第12条第1項第4号に基づく無利子の借入金であります。

3. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が債務引受を実施した長期借入金の金額の合計額は17,000百万円であります。

4. リース債務の平均利率については、リース料総額に含まれる利息相当額を控除する前の金額でリース債務を連結貸借対照表に計上しているため、記載しておりません。

5. 長期借入金（1年以内に返済予定のものを除く。）及びリース債務（1年以内に返済予定のものを除く。）の連結決算日後5年内における1年ごとの返済予定額は、以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)
長期借入金	—	50,000	19,000	—
リース債務	599	583	522	462
合計	599	50,583	19,522	462

【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

（2）【その他】

該当事項はありません。

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	36,498	49,978
高速道路事業営業未収入金	24,295	39,384
未収入金	638	1,209
未収還付法人税等	—	0
未収消費税等	1,542	—
契約資産	5,959	1,419
有価証券	10,000	15,000
仕掛道路資産	104,405	124,674
貯蔵品	164	184
受託業務前払金	3,627	2,598
前払費用	107	95
その他	449	1,193
貸倒引当金	△10	△12
流動資産合計	187,678	235,727
固定資産		
高速道路事業固定資産		
有形固定資産		
建物	2,161	2,267
減価償却累計額	△991	△1,079
建物（純額）	1,170	1,187
構築物	21,098	21,514
減価償却累計額	△10,294	△11,034
構築物（純額）	10,804	10,479
機械及び装置	52,264	54,823
減価償却累計額	△36,071	△38,175
機械及び装置（純額）	16,193	16,648
車両運搬具	257	251
減価償却累計額	△233	△221
車両運搬具（純額）	23	30
工具、器具及び備品	420	452
減価償却累計額	△291	△313
工具、器具及び備品（純額）	129	139
リース資産	158	158
減価償却累計額	△91	△111
リース資産（純額）	67	47
建設仮勘定	1,751	1,722
有形固定資産合計	30,139	30,255
無形固定資産		
ソフトウェア	1,002	988
その他	1	1
無形固定資産合計	1,003	989
高速道路事業固定資産合計	31,142	31,245

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
関連事業固定資産		
有形固定資産		
建物	1,438	1,455
減価償却累計額	△524	△567
建物（純額）	913	887
構築物	109	109
減価償却累計額	△63	△66
構築物（純額）	45	42
機械及び装置	0	31
減価償却累計額	—	△0
機械及び装置（純額）	0	30
車両運搬具	0	0
減価償却累計額	△0	△0
車両運搬具（純額）	0	0
工具、器具及び備品	86	88
減価償却累計額	△85	△85
工具、器具及び備品（純額）	1	2
土地	1,838	1,838
建設仮勘定	8	—
有形固定資産合計	2,807	2,801
無形固定資産		
ソフトウェア	20	0
無形固定資産合計	20	0
関連事業固定資産合計	2,827	2,801
各事業共用固定資産		
有形固定資産		
建物	6,016	6,019
減価償却累計額	△2,905	△3,120
建物（純額）	3,111	2,899
構築物	158	189
減価償却累計額	△68	△81
構築物（純額）	89	108
機械及び装置	0	0
減価償却累計額	△0	△0
機械及び装置（純額）	0	0
工具、器具及び備品	721	762
減価償却累計額	△532	△555
工具、器具及び備品（純額）	189	207
土地	1,116	1,116
リース資産	245	276
減価償却累計額	△147	△42
リース資産（純額）	97	233
建設仮勘定	47	182
有形固定資産合計	4,651	4,747
無形固定資産		
ソフトウェア	713	869
その他	0	0
無形固定資産合計	714	870
各事業共用固定資産合計	5,366	5,617
その他の固定資産		
有形固定資産		
土地	1,841	1,839
有形固定資産合計	1,841	1,839
その他の固定資産合計	1,841	1,839

(単位：百万円)

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
投資その他の資産		
投資有価証券	102	102
関係会社株式	415	415
長期前払費用	366	421
繰延税金資産	—	667
その他	386	363
貸倒引当金	△18	△15
投資その他の資産合計	1,253	1,955
固定資産合計	42,431	43,459
資産合計	※1 230,110	※1 279,186
負債の部		
流動負債		
高速道路事業営業未払金	28,402	23,923
未払金	9,022	3,779
リース債務	32	58
未払費用	344	430
未払法人税等	368	300
未払消費税等	138	1,684
受託業務契約負債	455	483
契約負債	6	45
預り金	※3 13,885	※3 17,206
賞与引当金	874	961
その他	139	0
流動負債合計	53,670	48,874
固定負債		
道路建設関係社債	※1 82,000	※1 102,000
道路建設関係長期借入金	37,270	69,312
リース債務	122	212
繰延税金負債	35	—
受入保証金	57	57
退職給付引当金	14,090	13,806
役員退職慰労引当金	12	17
その他	—	999
固定負債合計	133,589	186,405
負債合計	187,260	235,280
純資産の部		
株主資本		
資本金	10,000	10,000
資本剰余金		
資本準備金	10,000	10,000
資本剰余金合計	10,000	10,000
利益剰余金		
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	113	107
高速道路事業別途積立金	11,517	12,720
安全対策・サービス高度化積立金	5,772	5,661
繰越利益剰余金	5,447	5,416
利益剰余金合計	22,850	23,906
株主資本合計	42,850	43,906
純資産合計	42,850	43,906
負債・純資産合計	230,110	279,186

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
高速道路事業営業損益		
営業収益		
料金収入	178,274	185,370
道路資産完成高	52,255	55,848
受託業務収入	0	0
その他の売上高	20	36
営業収益合計	230,551	241,256
営業費用		
道路資産賃借料	131,290	135,584
道路資産完成原価	52,306	57,110
管理費用	45,704	49,498
受託業務費用	0	0
営業費用合計	229,302	242,194
高速道路事業営業利益又は高速道路事業営業損失 (△)	1,248	△938
関連事業営業損益		
営業収益		
受託業務収入	15,452	12,197
駐車場事業収入	570	575
休憩所等事業収入	51	54
その他営業事業収入	450	526
営業収益合計	16,524	13,353
営業費用		
受託業務費用	15,520	12,273
駐車場事業費	248	256
休憩所等事業費	75	84
その他営業事業費	473	539
営業費用合計	16,317	13,154
関連事業営業利益	207	199
全事業営業利益又は全事業営業損失 (△)	1,455	△738
営業外収益		
受取利息	0	21
有価証券利息	1	28
受取配当金	※1 490	※1 588
土地物件貸付料	27	27
原因者負担収入	25	43
工事負担金等受入額	—	521
雑収入	43	44
営業外収益合計	588	1,275

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
営業外費用		
支払利息	※1 10	※1 26
寄付金	9	9
雑損失	1	0
営業外費用合計	21	36
経常利益	2,023	501
特別利益		
固定資産売却益	※2 2	※2 1
特別利益合計	2	1
特別損失		
固定資産除却費	※3 5	※3 17
減損損失	5	21
特別損失合計	10	38
税引前当期純利益	2,014	464
法人税、住民税及び事業税	218	111
法人税等調整額	600	△703
法人税等合計	818	△591
当期純利益	1,195	1,055

【営業費用明細書】

(1) 事業別科目別内訳書

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)			当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		
区分	金額（百万円）			金額（百万円）		
I 高速道路事業営業費用						
1. 道路資産賃借料		131,290			135,584	
2. 道路資産完成原価		52,306			57,110	
3. 管理費用						
(1) 維持修繕費	19,183			21,150		
(2) 管理業務費	23,837			25,151		
(3) 一般管理費	2,683			3,196		
計		45,704			49,498	
4. 受託業務費用						
(1) 管理業務費	0			0		
(2) 一般管理費	0			0		
計		0			0	
高速道路事業営業費用合計			229,302			242,194
II 関連事業営業費用						
1. 受託業務費用						
(1) 受託事業費	15,120			11,848		
(2) 一般管理費	399			424		
計		15,520			12,273	
2. 駐車場事業費						
(1) 管理業務費	247			255		
(2) 一般管理費	1			1		
計		248			256	
3. 休憩所等事業費						
(1) 管理業務費	75			84		
(2) 一般管理費	0			0		
計		75			84	
4. その他営業事業費						
(1) 管理業務費	384			442		
(2) 一般管理費	88			97		
計		473			539	
関連事業営業費用合計			16,317			13,154
全事業営業費用合計			245,620			255,348

(2) 科目明細書

① 高速道路事業に係る原価明細書

		前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)			当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		
区分	注記 番号	金額 (百万円)			金額 (百万円)		
I 営業費用							
1. 道路資産賃借料				131,290			135,584
2. 道路資産完成原価							
用地費							
土地代		22			17		
労務費		1			6		
外注費		0			0		
経費		6			15		
金利等		0			0		
一般管理費人件費		—			—		
一般管理費経費		—	30		—	40	
建設費							
労務費		1,817			1,748		
外注費		42,058			47,437		
経費		479			489		
金利等		54			204		
一般管理費人件費		769			760		
一般管理費経費		631	45,811		630	51,271	
除却工事費用その他							
労務費		245			261		
外注費		5,964			5,233		
経費		63			70		
金利等		7			24		
一般管理費人件費		103			112		
一般管理費経費		81	6,465	52,306	95	5,798	57,110
3. 管理費用							
(1) 維持修繕費							
人件費		270			381		
経費		18,912	19,183		20,769	21,150	
(2) 管理業務費							
人件費		1,941			2,022		
経費		21,895	23,837		23,129	25,151	
(3) 一般管理費							
人件費		1,043			1,163		
経費		1,640	2,683	45,704	2,033	3,196	49,498
4. 受託業務費用				0			0

		前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)			当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)		
区分	注記 番号	金額（百万円）			金額（百万円）		
Ⅱ 営業外費用							
1. 支払利息			10			25	
2. 雑損失			1	11		0	25
Ⅲ 特別損失							
1. 固定資産除却費			5	5		4	4
高速道路事業営業費用等合計				229,319			242,225
Ⅳ 法人税、住民税及び事業税			195			69	
Ⅴ 法人税等調整額			539	734		△436	△366
高速道路事業総費用合計				230,054			241,858

② 受託事業費

		前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)		当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 労務費	※1	381	2.5	353	3.0
II 経費		14,769	97.5	11,566	97.0
当期総製造費用		15,150	100.0	11,920	100.0
期首受託業務前払金		444		474	
合計		15,594		12,394	
期末受託業務前払金		474		546	
受託事業費		15,120		11,848	

(注) ※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
外注費	14,545	11,428

2 原価計算の方法は、個別原価計算によっております。

③ 駐車場事業管理業務費

		前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)		当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※1	1	0.7	1	0.7
II 経費		245	99.3	253	99.3
駐車場事業管理業務費		247	100.0	255	100.0

(注) ※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
租税公課	245	253

④ 休憩所等事業管理業務費

		前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)		当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※1	0	0.7	0	0.7
II 経費		74	99.3	83	99.3
休憩所等事業管理業務費		75	100.0	84	100.0

(注) ※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
修繕費	23	26
業務委託費	22	24

⑤ その他営業事業管理業務費

		前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)		当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)	
区分	注記 番号	金額 (百万円)	構成比 (%)	金額 (百万円)	構成比 (%)
I 人件費	※1	123	32.0	138	31.4
II 経費		261	68.0	303	68.6
その他営業事業管理業務費		384	100.0	442	100.0

(注) ※1 主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度 (百万円)	当事業年度 (百万円)
業務委託費	76	110
減価償却費	53	52
水道光熱費	56	61

⑥ 一般管理費

高速道路事業営業費用及び関連事業営業費用に含まれる一般管理費の合計は前事業年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）は3,174百万円、当事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）は3,720百万円であり、主な内訳は次のとおりであります。

項目	前事業年度（百万円）	当事業年度（百万円）
給料手当	566	628
租税公課	515	525
調査費	313	448
修繕費	376	436
地代家賃	128	160
賞与引当金繰入額	96	116
退職給付費用	112	115
賞与	89	97
減価償却費	121	97
役員退職慰労引当金繰入額	2	2

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
			固定資産 圧縮積立金	高速道路 事業 別途積立金	安全対策・ サービス高 度化積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	10,000	118	10,858	5,843	4,834	21,654	41,654	41,654
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の 取崩			△4			4	－	－	－
税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の減少			－			－	－	－	－
別途積立金の積立				659		△659	－	－	－
別途積立金の取崩					△71	71	－	－	－
当期純利益						1,195	1,195	1,195	1,195
当期変動額合計	－	－	△4	659	△71	613	1,195	1,195	1,195
当期末残高	10,000	10,000	113	11,517	5,772	5,447	22,850	42,850	42,850

当事業年度（自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本								純資産 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金					株主資本 合計	
		資本準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合計		
			固定資産 圧縮積立金	高速道路 事業 別途積立金	安全対策・ サービス高 度化積立金	繰越利益 剰余金			
当期首残高	10,000	10,000	113	11,517	5,772	5,447	22,850	42,850	42,850
当期変動額									
固定資産圧縮積立金の 取崩			△4			4	－	－	－
税率変更に伴う固定資産 圧縮積立金の減少			△1			1	－	－	－
別途積立金の積立				1,203		△1,203	－	－	－
別途積立金の取崩					△110	110	－	－	－
当期純利益						1,055	1,055	1,055	1,055
当期変動額合計	－	－	△6	1,203	△110	△30	1,055	1,055	1,055
当期末残高	10,000	10,000	107	12,720	5,661	5,416	23,906	43,906	43,906

【注記事項】

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(2) その他有価証券

(市場価格のないもの)

移動平均法による原価法によっております。

2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は主として原価法（収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）によっております。

(1) 仕掛道路資産

個別法を採用しております。

なお、仕掛道路資産の取得原価は、建設価額に用地取得に係る費用その他の附帯費用を加算した価額に労務費・人件費等のうち道路建設に要した費用として区分された費用の額及び除却工事費用等資産の取得に要した費用の額を加えた額としております。

また、仕掛道路資産の建設に充当した借入資金の利息で、当該資産の工事完了の日までに発生したものは建設価額に算入しております。

(2) 貯蔵品

主として個別法を採用しております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

構築物 5～60年

機械及び装置 5～17年

また、阪神高速道路公団から承継した資産については、上記耐用年数を基にした中古資産の耐用年数によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

4. 繰延資産の処理方法

道路建設関係社債発行費

支出時に償却しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率に基づき、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

②数理計算上の差異の費用処理方法

数理計算上の差異については、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（9～10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

6. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する時点）は以下のとおりであります。

(1) 高速道路事業

高速道路事業においては、当社が独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と締結した協定に基づき、主に高速道路の新設、改築、維持、修繕、災害復旧その他の管理を行っております。

料金収入については、顧客が当社の管理する高速道路を利用した時点で収益を認識しております。

高速道路の新設、改築、修繕、災害復旧による道路資産完成高については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に道路資産を引き渡した時点で収益を認識しております。

(2) 受託事業

受託事業においては、国、地方公共団体等からの委託に基づき、それらが実施する道路の新設、改築、維持及び修繕等を行っております。

これらのうち、長期の工事契約については、一定の期間にわたり履行義務が充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度に基づき収益を認識しております。発生した原価が履行義務の充足における進捗度に比例すると判断しているため、見積総原価に対する実際原価の割合（インプット法）に基づき、進捗度を測定しています。その他の契約については、顧客に財又はサービスを引き渡した時点で収益を認識しております。

7. その他財務諸表作成のための基礎となる重要な事項

退職給付に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

	前事業年度	当事業年度
繰延税金資産	—	667

（繰延税金負債との相殺前の金額は、前事業年度50百万円、当事業年度753百万円であります。）

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

(1) の金額の算出方法は、連結財務諸表「注記事項（重要な会計上の見積り）繰延税金資産の回収可能性」の内容と同一であります。

（会計方針の変更）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号 令和4年10月28日。以下「令和4年改正会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、令和4年改正会計基準第20－3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

(貸借対照表関係)

※1 担保資産及び担保付債務

高速道路株式会社法第8条の規定により、以下の社債について、当社の総財産を担保に供しております。

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
道路建設関係社債	82,000百万円 (額面82,000百万円)	102,000百万円 (額面102,000百万円)

なお、上記に加えて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した道路建設関係社債50,000百万円 (額面) (前事業年度85,000百万円 (額面)) について、当社の総財産を担保に供しております。

2 偶発債務

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の保有する債券等に対して、次のとおり債務保証を行っております。

- (1) 日本道路公団等民営化関係法施行法第16条の規定により、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構が阪神高速道路公団から承継した債券 (国が保有している債券を除く。) に係る債務については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	15,000百万円	一百万円

- (2) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法第15条の規定により、高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務を独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に引き渡した額のうち、以下の金額については、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と連帯して債務を負っております。

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構	115,000百万円	87,000百万円

なお、上記引渡しにより、以下の債務が減少しております。

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
道路建設関係社債	50,000百万円	30,000百万円
道路建設関係長期借入金	25,000	17,000

※3 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
流動負債		
預り金	13,827百万円	17,148百万円

(損益計算書関係)

※1 関係会社との取引に係るものが次のとおり含まれております。

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
受取配当金	490百万円	588百万円
支払利息	10	26

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
車両運搬具	一百万円	0百万円
土地	2	1
計	2	1

※3 固定資産除却費の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
建物	5百万円	3百万円
工具、器具及び備品	0	1
ソフトウェア	—	12
計	5	17

(有価証券関係)

前事業年度(令和6年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式383百万円、関連会社株式32百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度(令和7年3月31日)

子会社株式及び関連会社株式(貸借対照表計上額 子会社株式383百万円、関連会社株式32百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	267百万円	293百万円
退職給付引当金	4,308	4,332
未払事業税	84	77
前受金	—	315
減損損失	355	346
税務上の繰越欠損金	1,117	1,025
その他	163	227
繰延税金資産小計	6,297	6,620
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	△ 1,117	△ 1,025
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 5,129	△ 4,841
評価性引当額小計	△ 6,246	△ 5,866
繰延税金資産合計	50	753
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	△ 50	△ 49
その他	△ 35	△ 36
繰延税金負債合計	△ 85	△ 85
繰延税金資産(△負債)の純額	△ 35	667

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主な項目別の内訳

	前事業年度 (令和6年3月31日)	当事業年度 (令和7年3月31日)
法定実効税率 (調整)	30.58%	30.58%
交際費等永久差異	0.02	0.11
住民税均等割	0.82	3.55
評価性引当額	17.12	△ 116.43
法人税特別控除等	△ 0.46	△ 6.55
受取配当金益金不算入	△ 7.45	△ 38.76
税率変更による期末繰延税金負債の増額修正	—	0.22
その他	0.01	△ 0.00
税効果会計適用後の法人税等の負担率	40.64	△ 127.28

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が令和7年3月31日に国会で成立し、令和8年4月1日以後に開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は従来の30.58%から、令和8年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異については31.47%に変更しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は1百万円減少し、法人税等調整額が同額増加しております。

(収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
1株当たり純資産額	2,142.52円	2,195.30円
1株当たり当期純利益	59.79円	52.78円

(注) 1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2. 1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)	当事業年度 (自 令和6年4月1日 至 令和7年3月31日)
当期純利益（百万円）	1,195	1,055
普通株主に帰属しない金額（百万円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（百万円）	1,195	1,055
普通株式の期中平均株式数（千株）	20,000	20,000

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有価証券明細表】

【株式】

投資有価証券	その他有価証券	銘柄	株式数（株）	貸借対照表計上額 （百万円）
		日本高速道路インター ナショナル(株)	113,640	102
		計	113,640	102

【その他】

有価証券	その他有価証券	種類及び銘柄	投資口数等（口）	貸借対照表計上額 （百万円）
		譲渡性預金	1	15,000
		計	1	15,000

【有形固定資産等明細表】

区分	資産の種類		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 却累計額又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
高速道路事業	有形固定資産	建物	2,161	105	-	2,267	1,079	88	1,187
		構築物	21,098	474	57	21,514	11,034	788	10,479
		機械及び装置	52,264	※1 4,647	※2 2,088	54,823	38,175	4,063	16,648
		車両運搬具	257	18	23	251	221	11	30
		工具、器具及び備品	420	49	17	452	313	37	139
		リース資産	158	-	-	158	111	20	47
		建設仮勘定	1,751	※1 5,866	※2 5,894	1,722	-	-	1,722
		計	78,112	11,161	8,082	81,191	50,935	5,008	30,255
	無固定資産	ソフトウェア	4,537	368	36	4,869	3,881	380	988
		その他	1	-	-	1	-	-	1
		計	4,539	368	36	4,871	3,881	380	989
	合計		82,652	11,529	8,118	86,062	54,817	5,389	31,245
関連事業	有形固定資産	建物	1,438	37	20 (20)	1,455	567	42	887
		構築物	109	0	0 (0)	109	66	3	42
		機械及び装置	0	31	-	31	0	0	30
		車両運搬具	0	-	-	0	0	-	0
		工具、器具及び備品	86	1	0	88	85	0	2
		土地	1,838	-	-	1,838	-	-	1,838
		建設仮勘定	8	62	71	-	-	-	-
		計	3,481	133	92 (21)	3,522	721	46	2,801
	無固定資産	ソフトウェア	28	-	28	0	0	8	0
		計	28	-	28	0	0	8	0
	合計		3,510	133	120 (21)	3,523	721	55	2,801
各事業共用	有形固定資産	建物	6,016	20	16	6,019	3,120	227	2,899
		構築物	158	31	-	189	81	13	108
		機械及び装置	0	-	-	0	0	0	0
		工具、器具及び備品	721	54	12	762	555	33	207
		土地	1,116	-	-	1,116	-	-	1,116
		リース資産	245	166	134	276	42	29	233
		建設仮勘定	47	674	539	182	-	-	182
		計	8,305	946	704	8,548	3,801	303 [293]	4,747 [4,344]
	無固定資産	ソフトウェア	8,269	397	31	8,635	7,765	237	869
		その他	0	-	-	0	-	-	0
		計	8,270	397	31	8,636 [8,635]	7,765	237	870
	合計		16,576	1,344	735	17,184	11,566	541	5,617

区分	資産の種類		当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価償却累計額又は償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引 当期末残高 (百万円)
その他の固定資産	有固定資産形	土地	1,841	-	2	1,839	-	-	1,839
		計	1,841	-	2	1,839	-	-	1,839
	合計		1,841	-	2	1,839	-	-	1,839
投資その他の資産	長期前払費用		366	122	8	480	59	59	421
	合計		366	122	8	480	59	59	421

(注) ※ 1. 当期増加額の主要なものは以下のとおりであります。

高速道路事業機械及び装置 車種判別装置更新工事(2021-大管・神管) 1,861百万円

高速道路事業建設仮勘定 ETC精算処理装置更新工事(2022-大管・神管) 1,806百万円

※ 2. 当期減少額の主要なものは以下のとおりであります。

高速道路事業機械及び装置 車種判別装置及びETC精算処理装置の除却 1,900百万円

高速道路事業建設仮勘定 車種判別装置更新工事(2021-大管・神管) 1,861百万円

3. 「当期減少額」欄の()内は内書きで、減損損失の計上額であります。

4. []内は、高速道路事業配賦分を表示しており、配賦基準は、当期償却額は勤務時間比、当期末残高及び差引当期末残高は固定資産金額比によっております。

5. 各事業共用固定資産の主なものは管理事務所及び宿舎であります。

【引当金明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	28	28	1	26	28
賞与引当金	874	961	874	-	961
役員退職慰労引当金	12	4	-	-	17

(注) 貸倒引当金の当期減少額(その他)は、一般債権の貸倒実績率による洗替額であります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
株券の種類	100株券、1,000株券、10,000株券及びその他必要券種
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 名義書換手数料 新券交付手数料	大阪市北区中之島三丁目2番4号 阪神高速道路株式会社 総務人事部 — — 無料 新たに発行する株券にかかる印紙税相当額
単元未満株式の買取り 取扱場所 株主名簿管理人 取次所 買取手数料	大阪市北区中之島三丁目2番4号 阪神高速道路株式会社 総務人事部 — — 無料
公告掲載方法	官報
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社は、株券発行会社であります。全ての株主から株券不所持の申し出を受け、株券不発行となっております。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社は、上場会社ではないため、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条の7第1項の適用はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から当有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類

事業年度（第19期）（自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日）令和6年6月27日近畿財務局長に提出

(2) 半期報告書

事業年度（第20期中）（自 令和6年4月1日 至 令和6年9月30日）令和6年12月19日近畿財務局長に提出

(3) 発行登録書（普通社債）及びその添付書類

令和7年4月1日近畿財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

第1【保証会社情報】

該当事項はありません。

第2【保証会社以外の会社の情報】

1【当該会社の情報の開示を必要とする理由】

当社が発行した下表に記載する社債（いずれも、一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付）（以下これらを総称して「当社債」といいます。）には保証は付されておられません。しかしながら、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」といいます。）は、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成16年法律第100号）（以下「機構法」といいます。）第15条第1項に従い、当社が新設、改築、修繕又は災害復旧した高速道路（注1）に係る道路資産（注2）が道路整備特別措置法（昭和31年法律第7号）（以下「特措法」といいます。）第51条第2項ないし第4項の規定により機構に帰属する時（注3）において、機構法第14条第1項の認可を受けた業務実施計画に定められた機構が当社から引き受ける新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に係る債務の限度額の範囲内で、当該高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために当社が負担した債務を引き受けなければならないこととされております。当社債は、機構に帰属することとなる上記道路資産に対応する債務として当社が当社債にかかる債務を選定することを前提として、償還期日までに機構により併存的に債務引受けされることとなるため、機構に係る情報の開示を行うものです。

なお、第25回、第26回、第28回及び第29回社債は、機構により併存的に債務引受けされております。

債務引受けの詳細については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析（2）経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容 ① 財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容（イ）経営成績に重要な影響を与える要因 b 機構による債務引受け等について」を併せてご参照ください。

- （注）1. 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）第2条第2項に規定する高速道路であって、大阪市の区域、神戸市の区域、京都市の区域（大阪市及び神戸市の区域と自然的、経済的及び社会的に密接な関係がある区域に限る。）並びにそれらの区域の間及び周辺の地域内の自動車専用道路等のうち、国土交通大臣が指定するものをいいます。
2. 道路（道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路をいいます。）を構成する敷地又は支壁その他の物件（料金の徴収施設その他政令で定めるものを除くものとします。）をいいます。
3. 当社が高速道路の新設又は改築のために取得した道路資産は、原則として、あらかじめ公告する工事完了の日の翌日以後においては、機構に帰属し、機構に帰属する日前においては当社に帰属します。ただし、当社及び機構が国土交通大臣の認可を受けて機構に帰属する道路資産の内容及び機構に帰属する予定年月日を記載した道路資産帰属計画を定めたときは、当該道路資産は、当該道路資産帰属計画に従い機構に帰属することとなります。また、当社の行う高速道路の修繕又は災害復旧によって増加した道路資産は、当該修繕又は災害復旧に関する工事完了の日の翌日に機構に帰属します。

(令和7年6月27日現在)

有価証券の名称	発行年月日	発行価額の総額 (百万円)	上場金融商品取引所又は登録認可金融商品取引業協会名
阪神高速道路株式会社第25回社債 (ソーシャルボンド) (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付) (注1)	令和3年10月14日	10,000	非上場
阪神高速道路株式会社第26回社債 (ソーシャルボンド) (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付) (注2)	令和4年2月25日	10,000	非上場
阪神高速道路株式会社第27回社債 (ソーシャルボンド) (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和4年10月14日	35,000	非上場
阪神高速道路株式会社第28回社債 (ソーシャルボンド) (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付) (注3)	令和5年2月14日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第29回社債 (サステナビリティボンド) (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付) (注4)	令和5年10月30日	15,000	非上場
阪神高速道路株式会社第30回社債 (サステナビリティボンド) (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和6年2月29日	17,000	非上場
阪神高速道路株式会社第31回社債 (サステナビリティボンド) (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和6年10月17日	25,000	非上場
阪神高速道路株式会社第32回社債 (サステナビリティボンド) (一般担保付、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構併存的債務引受条項付)	令和7年2月13日	25,000	非上場

- (注) 1. 令和5年12月28日付で機構により併存的に債務引受けされております。
2. 令和6年3月29日付で機構により併存的に債務引受けされております。
3. 令和6年9月30日付で機構により併存的に債務引受けされております。
4. 令和7年3月31日付で機構により併存的に債務引受けされております。

2 【継続開示会社たる当該会社に関する事項】

該当事項はありません。

3【継続開示会社に該当しない当該会社に関する事項】

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構について

機構は、高速道路に係る道路資産の保有並びに当社、東日本高速道路㈱、首都高速道路㈱、中日本高速道路㈱、西日本高速道路㈱及び本州四国連絡高速道路㈱（以下、これらの株式会社を総称して、又は文脈によりそのいずれかを「高速道路会社」といいます。）に対するかかる資産の貸付け、承継債務及びその他の高速道路の新設、改築等に係る債務の早期の確実な返済等の業務を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援することを目的として、平成17年10月1日に設立された独立行政法人です。

当有価証券報告書提出日現在の機構の概要は下記のとおりです。

- ① 名称 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
- ② 設立根拠法 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法
- ③ 主たる事務所の所在地
神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号
子会社及び関連会社はありません（令和7年3月31日現在）。
- ④ 役員
機構法第7条第1項の規定により、機構には、役員としてその長である理事長及び監事2人を置くことされており、いずれも、国土交通大臣により任命されます。
また、同条第2項の規定により、役員として理事3人以内を置くことができるとされており、3名が任命されております。理事は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して機構の業務を掌理しております。なお、役員の任期は以下のとおりです。
理事長・・・令和8年3月31日まで（中期目標の期間の末日まで）
理 事・・・令和7年9月30日まで（2年）
監 事・・・令和7年度の財務諸表承認日まで（中期目標の期間の最後の事業年度についての財務諸表承認日まで）

⑤ 資本金及び資本構成

令和6年3月31日現在の機構の資本金及び資本構成は下記のとおりであり、資本金は、その全額を国及び関係地方公共団体が出資しております。

I 資本金	5,651,733百万円
政府出資金	4,120,241百万円
地方公共団体出資金	1,531,491百万円
II 資本剰余金	839,283百万円
資本剰余金	2,139百万円
日本道路公団等民営化関係法施行法第15条による積立金	850,932百万円
その他行政コスト累計額	△13,789百万円
減価償却相当累計額（△）	△11,640百万円
減損損失相当累計額（△）	△2,061百万円
除売却差額相当累計額（△）	△87百万円
III 利益剰余金	8,892,809百万円
純資産合計	15,383,825百万円

機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）（以下「通則法」といいます。）、機構法、独立行政法人会計基準及び独立行政法人会計基準注解等に基づき作成されます。

機構の財務諸表は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を受けておりませんが、毎事業年度、国土交通大臣の承認を受ける必要があります（通則法第38条）。また、その監査については、機構の監事（通則法第19条第4項）及び会計監査人（通則法第39条）により実施されるもののほか、会計検査院法（昭和22年法律第73号）第22条第5号の規定に基づき、会計検査院によっても実施されます。

⑥ 事業の内容

(a) 目的

高速道路に係る道路資産の保有・貸付け、債務の早期・確実な返済等を行うことにより、高速道路に係る国民負担の軽減を図るとともに、高速道路会社による高速道路に関する事業の円滑な実施を支援すること

(b) 業務の範囲

- (i) 高速道路に係る道路資産の保有及び高速道路会社への貸付け
- (ii) 承継債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iii) 協定に基づく高速道路会社が高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てるために負担した債務の引受け及び当該債務の返済（返済のための借入れに係る債務の返済を含みます。）
- (iv) 政府又は政令で定める地方公共団体から受けた出資金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設又は改築に要する費用の一部の無利子貸付け
- (v) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路の災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vi) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する高速道路のうち当該高速道路と道路（高速道路を除きます。）とを連結する部分で国土交通省令で定めるものの整備に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (vii) 国から交付された補助金を財源とした、高速道路会社に対する自動車駐車場（高速道路に附属する道路の附属物であるものに限ります。）の整備（高速道路の通行者又は利用者の利便の確保に資するものとして国土交通省令で定める施設の整備と一体的に行うものに限ります。）に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (viii) 政令で定める地方公共団体から交付された補助金を財源とした、当社又は首都高速道路㈱に対する阪神高速道路又は首都高速道路の新設、改築、修繕又は災害復旧に要する費用に充てる資金の一部の無利子貸付け
- (ix) 高速道路会社の経営努力による高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理に要する費用の縮減を助長するための必要な助成
- (x) 高速道路会社が高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理を行う場合において、特措法及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）に基づき当該高速道路について行うその道路管理者の権限の代行その他の業務
- (xi) 本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和56年法律第72号）に規定する業務
- (xii) 本州と四国を連絡する鉄道施設の管理
- (xiii) 上記（xii）の鉄道施設を有償で鉄道事業者を利用させる業務

(c) 事業にかかわる関係法令

機構の業務運営に関連する主な関係法令は下記のとおりであります。

- (i) 機構法
- (ii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法施行令（平成17年政令第202号）
- (iii) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構に関する省令（平成17年国土交通省令第64号）
- (iv) 通則法
- (v) 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成16年法律第102号）
- (vi) 高速道路株式会社法（平成16年法律第99号）

なお、機構については、機構法第31条第1項により、別に法律で定めるところにより令和9年9月30日までに解散すること、また同条第2項により、高速道路勘定において解散の日までに承継債務等の返済を完了させ、同日において少なくとも資本金に相当する額を残余財産としなければならない旨が規定されております。また、日本道路公団等民営化関係法施行法附則第2条においては、同法施行後10年以内に、政府が日本道路公団等民営化関係法の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずる旨が定められておりましたが、平成27年7月に国土交通省が、機構及び高速道路会社が自ら行った業務点検や「高速道路機構・会社の業務点検検討会」における意見をもとに「高速道路機構・会社の業務点検」をとりまとめております。

道路関係四公団の民営化の経緯については、前記「第一部 企業情報 第2 事業の状況 3 事業等のリスク 1. 政策変更等に係る法的規制の変更 高速道路関係法令等」を、また協定については「第一部 企業情報 第2 事業の状況 5 重要な契約等 (1) 機構との協定」を併せてご参照ください。

第3【指数等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

令和7年6月12日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 義広

<連結財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社及び連結子会社の令和7年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

高速道路事業における管理費用の計上時期の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、当連結会計年度の連結損益計算書において、営業収益260,586百万円、営業費用258,473百万円（うち、高速道路等事業管理費及び売上原価115,885百万円）、営業利益2,113百万円を計上している。 高速道路事業は、国の重要なインフラ施策を担う公共性の高い事業であることに鑑み、高速道路利用者より収受する料金には利潤を含めないことが前提とされており、高速道路会社は、国土交通大臣の事業許可及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）との協定に基づき建設した道路資産を、建設にあたり負担した債務とともに機構に引渡し、道路資産を機構から借り受けた上、道路利用者より収受した料金収入を機構への道路資産賃借料及び高速道路事業における管理費用（以下、「高速道路事業管理費」という。）に充当し、原則として損益を均衡させる方針としている。 ここで、道路資産賃借料には実際の料金収入の額に応じた増減調整がなされる仕組みがあるが、高速道路事業管理費については、事業計画における管理費用の金額と乖離した場合、当該差額が高速道路事業損益に影響を及ぼすことになる。また、会社においては、連結会計年度末付近に工事の完成が集中する傾向にあり、連結会計年度末に計上される高速道路事業管理費の金額的重要性が特に高いと考えられることから、高速道路事業管理費の計上時期の妥当性が、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、高速道路事業管理費の計上時期の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 （内部統制の評価） 高速道路事業管理費の計上プロセスを理解し、会社の統制手続を評価し、内部統制の運用状況をテストした。 （計上時期の妥当性の検討） 高速道路事業管理費の計上時期について、前倒し計上及び先送り計上がないかを確かめるため、以下の手続を実施した。 ・期末日前後の高速道路事業管理費の計上額に関し、当監査法人がリスクを勘案して抽出した取引に対して、発生日と計上日との整合性を検討するため、経理担当者への質問及び根拠資料との照合を実施した。 ・高速道路事業管理費と関連性の高い未払金残高に関し、当監査法人がリスクを勘案して抽出した取引先に対して、残高確認を実施した。 ・期末日付近において、高速道路事業管理費から前払金等の資産勘定に振り替えている仕訳のうち、当監査法人がリスクを勘案して抽出したものについて、振替処理の妥当性を検討するため、経理担当者への質問及び根拠資料との照合を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等（３）【監査の状況】に記載されている。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- （注） １． 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
２． X B R L データは監査の対象には含まれていません。

独立監査人の監査報告書

令和7年6月12日

阪神高速道路株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 大阪事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 坂井 俊介

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 守谷 義広

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている阪神高速道路株式会社の令和6年4月1日から令和7年3月31日までの第20期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、阪神高速道路株式会社の令和7年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

高速道路事業における管理費用の計上時期の妥当性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
会社は、当事業年度の損益計算書において、高速道路事業営業損益として、営業収益241,256百万円、営業費用242,194百万円（うち、管理費用49,498百万円）、高速道路事業営業損失938百万円を計上している。 高速道路事業は、国の重要なインフラ施策を担う公共性の高い事業であることに鑑み、高速道路利用者より収受する料金には利潤を含めないことが前提とされており、高速道路会社は、国土交通大臣の事業許可及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）との協定に基づき建設した道路資産を、建設にあたり負担した債務とともに機構に引渡し、道路資産を機構から借り受けた上、道路利用者より収受した料金収入を機構への道路資産賃借料及び高速道路事業における管理費用（以下、「高速道路事業管理費」という。）に充当し、原則として損益を均衡させる方針としている。 ここで、道路資産賃借料には実際の料金収入の額に応じた増減調整がなされる仕組みがあるが、高速道路事業管理費については、事業計画における管理費用の金額と乖離した場合、当該差額が高速道路事業損益に影響を及ぼすことになる。また、会社においては、事業年度末付近に工事の完成が集中する傾向にあり、事業年度末に計上される高速道路事業管理費の金額的重要性が特に高いと考えられることから、高速道路事業管理費の計上時期の妥当性が、監査上の主要な検討事項に該当すると判断した。	当監査法人は、高速道路事業管理費の計上時期の妥当性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。 （内部統制の評価） 高速道路事業管理費の計上プロセスを理解し、会社の統制手続を評価し、内部統制の運用状況をテストした。 （計上時期の妥当性の検討） 高速道路事業管理費の計上時期について、前倒し計上及び先送り計上がないかを確かめるため、以下の手続を実施した。 ・期末日前後の高速道路事業管理費の計上額に関し、当監査法人がリスクを勘案して抽出した取引に対して、発生日と計上日との整合性を検討するため、経理担当者への質問及び根拠資料との照合を実施した。 ・高速道路事業管理費と関連性の高い未払金残高に関し、当監査法人がリスクを勘案して抽出した取引先に対して、残高確認を実施した。 ・期末日付近において、高速道路事業管理費から前払金等の資産勘定に振り替えている仕訳のうち、当監査法人がリスクを勘案して抽出したものについて、振替処理の妥当性を検討するため、経理担当者への質問及び根拠資料との照合を実施した。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。